# 北海道空知総合振興局管内の主な工業団地等

## ○南空知エリア

【2024年9月30日現在】

| | 市町名 | 工業団地名（分譲中） | 所在地 |
|---|---|---|---|
| ① | 岩見沢市 | ①南空知流通工業団地<br>②道央栗沢工業団地 | ①岩見沢市志文町<br>②岩見沢市栗沢町由良 |
| ② | 美唄市<br>（奈井江町） | 空知団地 | 美唄市茶志内町 |
| ③ | 三笠市 | 三笠第２工業団地 | 三笠市岡山 |
| ④ | 南幌町 | 南幌工業団地 | 空知郡南幌町南15線西22番地 |
| ⑤ | 長沼町 | 中央長沼工業団地 | 夕張郡長沼町北町 |
| ⑥ | 栗山町 | 栗山工業団地 | 夕張郡栗山町字旭台 |

（ ①岩見沢市・②美唄市・③三笠市・④南幌町・⑤長沼町・⑥栗山町・⑦夕張市・⑧由仁町・⑨月形町 ）

※空知団地は奈井江町に関する情報含む

## ○中空知エリア

| | 市町名 | 工業団地名 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| ⑩ | 滝川市 | ①滝川中央工業団地<br>②中空知流通工業団地 | ①滝川市北滝の川<br>②滝川市流通団地 |
| ⑪ | 砂川市 | 道央砂川工業団地 | 砂川市西２条北23丁目 |
| ⑫ | 歌志内市 | 歌志内文珠団地 | 歌志内市字文珠 |
| ⑬ | 奈井江町<br>（美唄市） | 空知団地 | 空知郡奈井江町字茶志内 |

（ ⑩滝川市・⑪砂川市・⑫歌志内市・⑬奈井江町・⑭芦別市・⑮赤平市・⑯上砂川町・⑰浦臼町・⑱新十津川町・⑲雨竜町 ）

※空知団地に関する情報は南空知エリアに一括して掲載

## ○北空知エリア

| | 市町名 | 工業団地名 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| ⑳ | 沼田町 | 沼田工業団地 | 雨竜郡沼田町字北竜 |

（ ⑳沼田町・㉑深川市・㉒妹背牛町・㉓秩父別町・㉔北竜町 ）

※用地情報＋優遇措置等情報･･･波線　優遇措置等情報のみ･･･下線

北海道
北海道空知総合振興局産業振興部
商工労働観光課（産業おこし）
0126-20-0064

# ◇空知管内工業団地等一覧

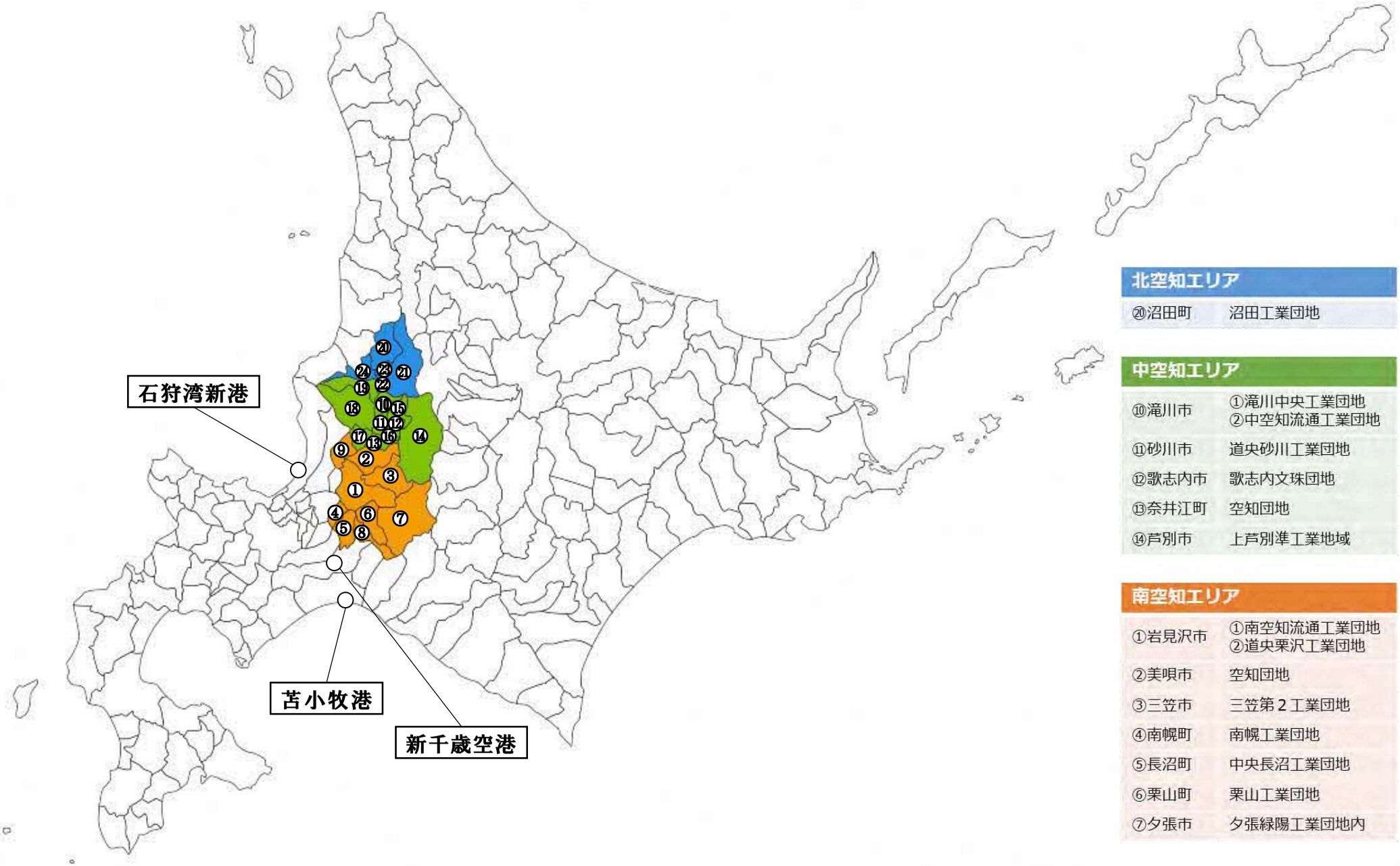


| 北空知エリア | |
|---|---|
| ⑳沼田町 | 沼田工業団地 |

| 中空知エリア | |
|---|---|
| ⑩滝川市 | ①滝川中央工業団地<br>②中空知流通工業団地 |
| ⑪砂川市 | 道央砂川工業団地 |
| ⑫歌志内市 | 歌志内文珠団地 |
| ⑬奈井江町 | 空知団地 |
| ⑭芦別市 | 上芦別準工業地域 |

| 南空知エリア | |
|---|---|
| ①岩見沢市 | ①南空知流通工業団地<br>②道央栗沢工業団地 |
| ②美唄市 | 空知団地 |
| ③三笠市 | 三笠第２工業団地 |
| ④南幌町 | 南幌工業団地 |
| ⑤長沼町 | 中央長沼工業団地 |
| ⑥栗山町 | 栗山工業団地 |
| ⑦夕張市 | 夕張緑陽工業団地内 |

## ◇**空知管内地図**【近隣からの距離、各市町間の距離（一般道利用の場合）】

Rapidus IIM

## ① 岩見沢市志文町

# 南空知流通工業団地（みなみそらち）

● 国道、道道及び高速自動車道岩見沢 IC に隣接し交通の便がよい工業団地です。

● 工業団地の区画割り

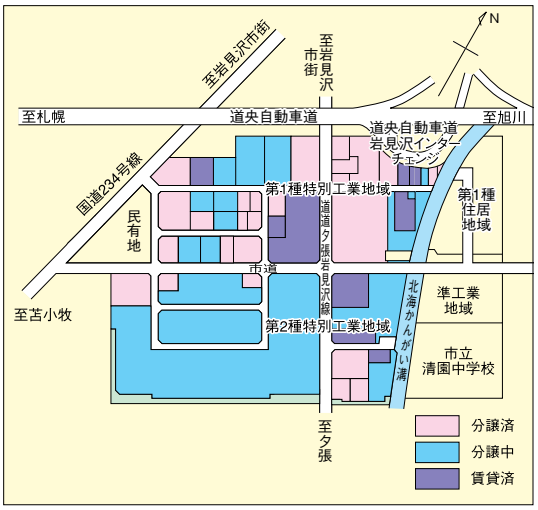


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 北海道土地開発公社 |
| 工業団地面積 | 38.0 ha |
| 分譲中面積 | 23.4 ha（賃貸済地含む） |
| 分譲価格 | 5,000 円/$m^2$（令和 4 年度価格）<br>※分譲価格については変更となる可能性がありますので、購入をご検討の方は、お手数ですが弊社までお問合せ下さい。 |
| リース制度 | 有　　1 年間当たり 460 円/$m^2$（1 カ月当たり約 39 円/$m^2$）<br>※割引制度があります。詳細は弊社 HP をご覧下さい。 |
| 現況 | 全域開発整備済 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種　土、粘性土の洪積層から構成<br>N 値：25　　杭打可能地盤までの深さ：7 m |
| 用水 | 基本料金：10 $m^3$ まで 2,222 円<br>超過料金：1 $m^3$ につき 324 円 |
| 排水 | 排水条件：A 種　排水先：公共下水道 |
| 電力 | 南町変電所（15,000 kVA）まで 1 km、高圧線 6.0 kV |
| インターネット | 光接続可能 |
| 地域開発法の指定 | 農村産業法 |
| 事業主体の希望業種 | 製造業、運輸業、卸売業、建設業、小売業　等 |
| 立地している主な企業 | ・北海道中央バス㈱…旅客運送　・こぶし建設㈱…建設工事業<br>・㈱ほくやく…医薬品卸売　・北海電気工事㈱…電気工事<br>・㈱コマツカスタマーサポート…レンタル業<br>・ブリヂストンタイヤソリューションジャパン㈱…自動車タイヤ卸売 |

● 工業団地の位置図

● 交通アクセス

空港　新千歳空港まで 44 km（60 分）
港湾　苫小牧港まで 67 km（90 分）、石狩湾新港まで 48 km（60 分）
道路　国道 234 号沿い、高速自動車道岩見沢 IC に隣接
鉄道　JR 岩見沢駅まで 3 km

● 市町村の優遇制度

（岩見沢市工場等設置奨励条例）
対　　象：地域未来投資促進法に基づき承認を得た企業
対象要件：投資額 2,000 万円以上（土地の取得費を除く）
課税免除：固定資産税 3 年間
雇用助成：30 万円/1 人（市民）

## お問い合わせ先

● 北海道土地開発公社
〒 060-0003　札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地（緑苑ビル 3 階）
TEL 011-221-2052　FAX 011-210-4522
URL http://www.t-kosya.or.jp

● 岩見沢市経済部企業立地推進室
〒 068-8686　岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号
TEL 0126-23-4111　FAX 0126-32-0135
URL https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp

## ① 岩見沢市栗沢町由良

# 道央栗沢工業団地（どうおうくりさわ）

● 岩見沢市は札幌市や新千歳空港からそれぞれ約 40 km に位置し、JR 函館本線や室蘭本線等の鉄道網のほか、高規格線道路である道央自動車道、苫小牧港を結ぶ国道 234 号に隣接しており、物流の交通結節点として機能している。

● 工業団地の区画割り

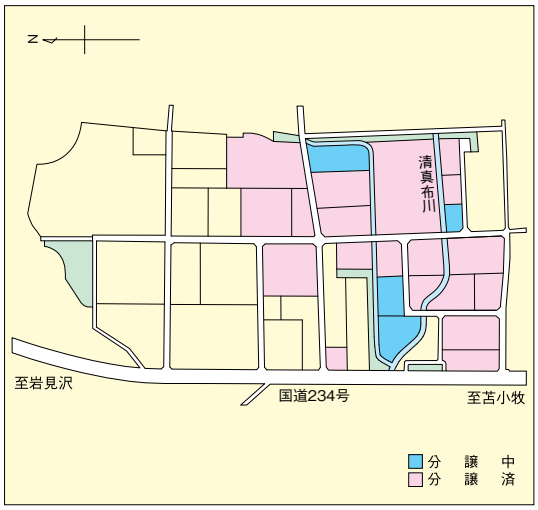


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 岩見沢市 |
| 工業団地面積 | 34.7 ha |
| 分譲中面積 | 3.6 ha |
| 分譲価格 | 1,290～1,730 円/$m^2$ |
| リース制度 | 応相談 |
| 現況 | 3.6 ha 分譲中 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種<br>N 値：50　　杭打可能地盤までの深さ：15～19 m |
| 用水 | 基本料金：10 $m^3$/日まで 2,222 円<br>超過料金：1 $m^3$ につき 324 円 |
| 排水 | B 種　排水先：清真布川<br>※企業内での一次処理が必要 |
| 電力 | 南町変電所まで 4 km　高圧線 6.6 kV |
| インターネット | 光接続可能 |
| 地域開発法の指定 | 過疎法、農村産業法 |
| 事業主体の希望業種 | 製造業、運送業、倉庫業、梱包業、卸売業 |
| 立地している主な企業 | ・㈱北海道 LIXIL 製作所<br>・丸大食品㈱<br>・京浜精密工業㈱<br>・タニコー㈱<br>・アイシン工業㈱ |

● 工業団地の位置図

● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 新千歳空港：40 km（55 分） |
| 港湾 | 石狩湾新港：50 km（60 分）<br>苫小牧港：63 km（70 分） |
| 道路 | 道央自動車道（岩見沢 IC）：4 km（5 分）<br>国道 234 号：隣接 |
| 鉄道 | JR 室蘭本線（栗沢駅）：3 km（4 分）<br>JR 函館本線（岩見沢駅）：7 km（10 分） |

● 市町村の優遇制度

（岩見沢市工場等設置奨励条例）
課税免除：固定資産税 3 年間
雇用助成：30 万円/新規雇用者数（市民）
対象要件等は、岩見沢市経済部企業立地推進室までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

● 岩見沢市経済部企業立地推進室
〒068-8686　岩見沢市鳩が丘 1 丁目 1 番 1 号
TEL 0126-23-4111　FAX 0126-32-0135
URL https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp

# 岩見沢市

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 1.地域未来投資促進法(岩見沢市基本計画)に基づく地域特性を活用した承認地域経済牽引事業者であって、工場等を新増設するもの。(工場等の取得合計額 2,000 万円超えるもの。)<br>≪岩見沢市の地域特性≫<br>①食品製造業の集積を活用した食品製造関連<br>②充実した高度情報通信基盤を活用した第4次産業革命<br>③ワイナリー等の観光資源を活用した観光<br>④先駆的な健康経営都市宣言の取組を活用したヘルスケア<br>⑤岩見沢市の道央自動車道等の交通インフラ | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 2.過疎地域において、製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する工場等を新増設するもの。(対象業種に応じた資本金等の額により、取得価額の基準有) | | | | |
| 3.地域再生法に基づく認定事業者であって、特定業務施設の新増設に係る取得合計額が 3,800 万円(中小事業者 1,900 万円)以上であること。 | | 不均一課税 | 固定資産税 | 3年間 |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 岩見沢市工場等設置奨励条例 | S38.11 | ○上記〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉の 1 または 2 に該当し、新たに市内居住者1人以上を雇用した場合。 | 補助金<br>○新増設に伴い、雇用期間に定めがなく、雇用保険の被保険者であり、年間給与所得 130 万円以上の市民を新規に1人以上雇用したときに1人 30 万円(上限 3,000 万円) |
| 岩見沢市中小企業等振興条例 | S53.3 | ○中小企業者等が市長の指定する工業団地に工場又は事務所若しくは倉庫を設置する場合又は当該工業団地内の土地を取得する場合 | 融資<br>設備資金の融資<br>○融資限度額 1億円<br>○償還 15 年以内(うち据置2年)<br>○金利 変動金利(長期プライムレート) |
| 岩見沢市新産業創出・雇用促進 | H15.3 | 【対象企業】<br>先端技術産業等で成長性の高い事業を行う企業で、市 | 補助金<br>(1)投資額の 1/2 以内補助 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 支援補助金要綱 | | 内に事業所等を開設し、又は増設し、かつ、下記の①～③のいずれかに該当するもの<br>①当該事業所等の操業開始日までの間に、新たに本市の市民を1人以上雇用する企業<br>②本市イントラネットワークを経由して、外部通信回線と接続した通信回線を活用して事業を行う企業<br>③事業所の新築、増築又は既存物件の取得及び設備機器の購入に係る投資額の総額が 20 億円を超える企業<br>【対象事業】<br>(1)事業所等の新築、増築又は既存物件の取得<br>・新築、既存物件に係る投資額が 3,000 万円以上かつ 500 ㎡以上の場合<br>・増築に係る投資額が 1,000 万円以上かつ 500 ㎡以上の場合<br>(2)設備機器の購入金額が 1,000 万円以上<br>(3)事業所等の賃貸で月額 25 万円以上<br>※(2)(3)はいずれかを選択<br>(4)人材育成、教育研修<br>・操業開始日前の研修等に係る費用(市民新規雇用3人以上)<br>・操業開始日以降3年以内に事業の拡張に伴い市民を新たに雇用した場合<br>(5)通信・電話回線の活用<br>・本市イントラネットワークを経由して使用する通信回線並びに電話回線料金<br>(6)固定資産税相当額<br>・上記(1)(2)の対象事業に係る固定資産税 | (上限 3,000 万円 ※ただし、事業所等の増築の場合は 1,500 万円を上限とする。)<br>(2)購入額の 1/2 以内補助<br>(上限 5,000 万円 ※ただし、事業所等取得費の補助対象となる新築又は既設物件の取得を伴わない場合は 2,500 万円を上限とする。)<br>(3)賃貸料の 1/3 以内補助<br>(交付総額上限 2,500 万円・3年以内)<br>(4)1人当たりの賃金及び研修費相当額と 30 万円を比較して、いずれか少ない方の額を交付<br>(交付総額上限 2,000 万円)<br>(5)通信回線の 1/2 以内補助、電話回線の 1/3 以内補助(交付総額上限 1,500 万円・3年以内)<br>(6)固定資産税相当額を補助<br>(交付総額上限 1,000 万円・3年以内)<br><br>※補助上限額は、上記額と5年後の付加価値増加額のいずれか低い額とする。 |
| | | 【対象企業】<br>本市内に新たにサテライトオフィスを設置する市外企業<br>【対象経費】<br>(1)整備費<br>建物の新増築、既存物件の取得、賃貸物件の改修等、サテライトオフィスの整備に要する経費(20 万円以上)<br>(2)設備費等<br>サテライトオフィスで使用する設備及び備品の取得に要する経費(20 万円以上) | 対象経費の 1/2 以内補助(ただし、30 万円に新たに雇用した本市の市民の数に 30 万円を乗じた額を加算した額を上限とする。) |

# ② ⑬ 美唄市茶志内町、空知郡奈井江町字茶志内

# 空知団地（そらちだんち）

- 美唄市と奈井江町にまたがる北海道最大の内陸型工業団地で、札幌市と旭川市のほぼ中央の位置にあります。道央自動車道の美唄 IC を利用して札幌市、旭川市へ約 60 分で移動が可能です。
- 団地内では、雪冷熱エネルギーを利用した取組みを行っています。

## 工業団地の区画割り

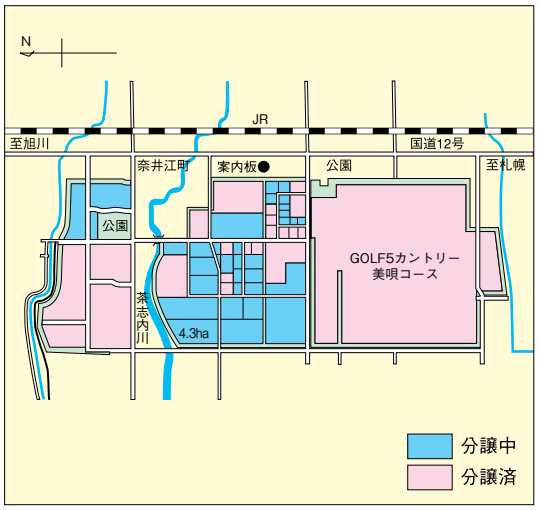


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 美唄市、奈井江町 |
| 工業団地面積 | 276.6 ha |
| 分譲中面積 | 67.3 ha |
| 分譲価格 | 690（大規模区画：630）～1,070（大規模区画：810）円/$m^2$（令和元年度分譲価格） |
| リース制度 | 有（美唄市域）　応相談 |
| 現況 | 全域造成済、第 1 工区及び第 3 工区 C ゾーンについては大規模区画として分譲中 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種<br>N 値：40　杭打可能な地盤までの深さ：13～15 m |
| 用水 | 上水道：【美唄市】<br>全体容量 9,000 $m^3$/日、価格（営業用）　月 10 $m^3$ まで 2,327 円、超過料金 322 円/$m^3$<br>【奈井江町】<br>全体容量 3,370 $m^3$/日、価格（業務用）　月 15 $m^3$ まで 3,672 円、超過料金 277 円/$m^3$ |
| 排水 | 排水条件：A 種　排水先：石狩川流域下水道幹線（石狩川地域下水道幹線に接続し、奈井江終末処理場で処理） |
| 電力 | 奈井江変電所（60,000 VA）まで 4 km、高圧線 6.0 kV |
| インターネット | 光 |
| 地域開発法の指定 | 農工法、過疎法、電源過疎地域（奈井江町） |
| 事業主体の希望業種 | 製造業等 |
| 立地している主な企業 | ㈱美唄ハイテクセンター、㈱ベールドノール、㈱一ノ瀬、左希子化粧㈱、㈱アルペン、日立建機レック㈱、㈱昌栄、（一社）北海道スノーフード研究会、㈱ミリオナ化粧品、神内ファーム二十一㈱、㈱クリーンリバー、㈱ホワイトデータセンター、奈井江町米穀乾燥調整貯蔵施設 |

## 工業団地の位置図

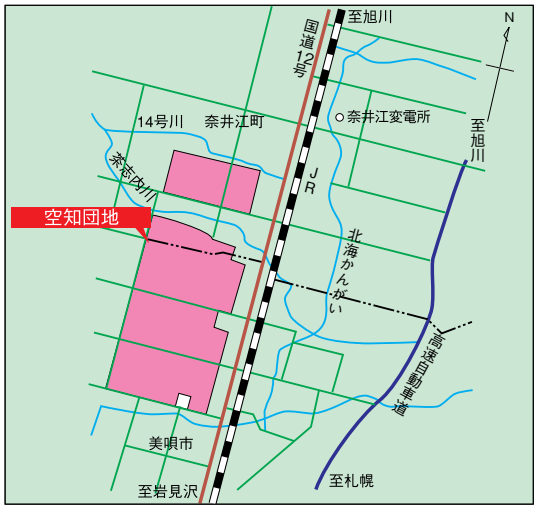


## 交通アクセス

- 空港　新千歳空港まで 102 km(75 分)、旭川空港まで 95 km(75 分)
- 港湾　苫小牧港まで 115 km(80 分)、石狩湾新港まで 85 km(75 分)
- 道路　国道 12 号沿い、高速自動車道美唄 IC まで 7 km(10 分)、奈井江砂川 IC まで 7 km(10 分)
- 鉄道　JR 美唄駅まで 7 km(10 分)、JR 奈井江駅まで 3 km(5 分)

## 市町村の優遇制度

【美唄市】　美唄市産業振興条例
補助対象：工場等(工場、ソフトウェアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、植物工場、水産養殖場)
助 成 額：投資額の 10%(限度額 5,000 万円)、用地取得額の 90%(限度額 5,000 万円)、雇用者(5 人以上)30 万円×雇用者数(限度額 2,000 万円)、工業用水使用料 1 $m^3$ 当 33 円(3 年間、1 年間 300 万円)(投資額要件 5,000 万円以上)
固定資産税、都市計画税：1～3 年度 100/100、4 年度 40/100、5 年度 20/100
【奈井江町】　奈井江町企業立地促進条例
補助対象：工場等(製造・運輸・卸売施設、電子計算機関連施設、試験研究施設、コンピュータ処理施設)
助 成 額：投資額の 6%(限度額 1,000 万円)、用地取得額の 90%(限度額 4,000 万円)、雇用者(5 人以上)30 万円×雇用者数(限度額 2,100 万円)、工業用水使用料 1 $m^3$ 当 20 円(3 年間、1 年間 300 万円)(投資額要件 5,000 万円以上)
固定資産税：3 年分固定資産税相当額(限度額 300 万円)

## お問い合わせ先

● 美唄市経済部経済観光課
〒072-8660　美唄市西 3 条南 1 丁目 1-1
TEL 0126-63-0111　FAX 0126-62-1088
URL http://www.city.bibai.hokkaido.jp/

● 奈井江町産業観光課
〒079-0392　空知郡奈井江町字奈井江 11 番地
TEL 0125-65-2118　FAX 0125-65-2809
URL http://www.town.naie.hokkaido.jp/

## 美唄市

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| ○工場等、宿泊施設、観光施設の新設・増設<br>○リサイクル設備、新エネルギー装置の導入<br>新たに取得した家屋、附属設備、構築物及び償却資産の価額の合計が 500 万円以上 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 100/100<br>新設のみ<br>4年度　40/100<br>5年度　20/100 |
| | | 課税免除 | 都市計画税 | |
| ○鉱業所の新設<br>新たに取得した家屋、附属設備、構築物及び償却資産の価額の合計が 500 万円以上 | 20 人以上 | 課税免除 | 固定資産税 | 1年度　50/100<br>2年度　30/100<br>3年度　15/100 |
| | | 課税免除 | 都市計画税 | |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 美唄市産業振興条例 | H16.4 | 空知団地及び東明工業団地での新設<br>○工場、ソフトウエアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、情報サービス業等の用に供する施設、植物工場、水産養殖場<br>①投資額　2,700 万円以上<br>①-1 雇用増　5人以上<br>①-2 工業用水　1 日 50 ㎥以上<br>①-3 土地取得　取得後3年以内に操業開始 | 補助金<br>①投資額の 10%<br>（限度額 5,000 万円）<br>①-1　1人 30 万円<br>（限度額 2,000 万円）<br>①-2　1㎥当たり 20 円(3年間)<br>（限度額1年につき 300 万円）<br>①-3　取得額の 25%<br>※空知団地のうち市が所有する用地は 90%<br>（限度額 5,000 万円） |
| | | 空知団地及び東明工業団地以外の地域での新設<br>○工場、ソフトウエアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、情報サービス業等の用に供する施設、植物工場、水産養殖場、宿泊施設、観光施設<br>①投資額　2,700 万円以上 | 補助金<br>①投資額の6%<br>（限度額 3,000 万円）<br>①-1　1人 30 万円<br>（限度額 2,000 万円）<br>①-2　取得額の 20% |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ①-1 雇用増　5人以上<br>①-2 土地取得　取得後3年以内に操業開始 | （限度額 2,500 万円） |
| | | 市内全域での増設<br>○工場、ソフトウエアハウス、試験研究施設、衛星通信施設、物流関連施設、コールセンター施設、データセンター施設、情報サービス業等の用に供する施設、植物工場、水産養殖場、宿泊施設、観光施設<br>○リサイクル設備、新エネルギー装置の導入<br>①投資額　1,000 万円以上<br>①-1 雇用増　2人以上<br>①-2 工業用水　1 日 50 ㎥以上<br>**※リサイクル設備とは、製造過程において出る廃棄物の再原料化又は加工により別製品化するものをいい、新エネルギー装置とは、新エネルギーの利用により工場内の照明及び動力へのエネルギー供給のための発電又は冷暖房を行う装置をいう** | 補助金<br>①投資額の5％<br>（限度額 3,000 万円）<br>①-1　1人 30 万円<br>（限度額 1,500 万円）<br>①-2　1㎥当たり 20 円（3年間）<br>（限度額1年につき 300 万円） |

## 奈井江町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　500 万円以上(業種、資本金により 1,000 万円～2,000 万円)<br>(製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業) | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 100/100<br>4年度 40/100<br>5年度 20/100<br>※増設は3年間 100/100 のみ |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 奈井江町企業立地促進条例 | S63.12 | ○対象業種<br>製造業・運輸・卸売・ソフトウエア業・試験研究施設・コールセンター施設・データセンター施設<br>○投資額<br>新設　5,000 万円以上<br>増設　3,000 万円以上<br>○雇用人数<br>新設　5人以上<br>増設　5人以上 | 補助金<br>○投資額に対する助成<br>・空知団地<br>新設　投資額の6%<br>(限度額 1,000 万円)<br>増設　投資額の6%<br>(限度額 1,000 万円)<br>・町長が認めた地域<br>新設　投資額の6%<br>(限度額 1,000 万円)<br>増設　投資額の6%<br>(限度額 1,000 万円)<br>○用地取得に対する助成<br>・空知団地<br>新設　用地取得の 90%<br>(限度額 4,000 万円)<br>○固定資産税相当額<br>・空知団地<br>当該用地に対して、初めて賦課されることとなった年度から起算して3年分の固定資産税相当額<br>(限度額 300 万円) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ○雇用者に対する助成<br>・新設<br>町の住民基本台帳に登録されている者から5人以上を新たに採用した場合<br>その採用した数に30万円を乗じて得た額(限度額　2,100万円)<br>・増設<br>町の住民基本台帳に登録されている者から5人以上を新たに採用した場合<br>その採用した数に30万円を乗じて得た額(限度額　1,500万円) |

② ⑬

# 北海道
# そらち工業団地

分譲単価 **480円/㎡～**

**用地取得額 90%助成** ※対象要件あり

**アクセス**（車は高速道路使用）

## 北海道 美唄市・奈井江町

中空知エリア　南空知エリア　参考

## そらち団地詳細

| | | |
|---|---|---|
| 所在地 | | 北海道美唄市茶志内町、空知郡奈井江町字茶志内（美唄市中心街から北方約７km、奈井江町中心街から南西約２km） |
| 規　模 | | ▶工事用地総面積 247ha　▶分譲中面積 87ha（最小区画0.3ha～最大区画10ha以上） |
| N値 | | 40 |
| 杭打可能な地盤までの深さ | | 13～15m |
| 人　口 | | 美唄市/20,413人（R2）　奈井江町/5,120人（R2） |
| 労働力 | | 通勤圏（８市８町）※／121,162人（年齢15歳～64歳までの人口、令和２年10月１日現在） |
| 交通・輸送 | 道路 | 道央自動車道 美唄I.Cまで約７km（約10分）、同 奈井江砂川I.Cまで約７km（約10分） |
| | 鉄道 | ＪＲ函館本線 美唄駅まで約７km（約10分）、同 線奈井江駅まで約３km（約５分） |
| | 空港 | 新千歳空港まで約102km（約75分） |
| | 港湾 | 重要港湾石狩湾新港【最大水深10m・9バース】まで　約85km（約75分）<br>特定重要港湾苫小牧港【最大水深12m・36バース】まで　約115km（約80分） |
| 根拠法令 | | 産炭地域振興臨時措置法（失効） |
| 地域指定 | | 過疎法（過疎地域）、農工法（農村地域工業等導入地域）、地域雇用開発等促進法（促進地域）、企業立地促進法（集積地域） |
| 優遇助成措置 | | 【北海道の助成・課税免除・融資制度】<br>設備投資や雇用に対する助成。不動産取得税・事業税（３年間）課税免除。融資の優遇制度。<br>【美唄市の助成・課税免除・融資制度】<br>用地取得、設備投資、雇用、工業用水に対する助成。固定資産税の減免。融資の優遇制度。<br>【奈井江町の助成・課税免除・融資制度】<br>用地取得、設備投資、雇用、工業用水に対する助成。固定資産税の減免。 |
| 工場立地法の扱い | | 工業団地特例により、緑地等設置負担が軽減されます。 |
| 用途地域の指定 | | 工業地域／建ぺい率：60％以内　容積率：200％以内　※特別工業地区（市条例・町条例） |
| 用　水 | 上水道 | 【美唄市】▶全体容量9,000㎥/日<br>▶料金（営業用）……20㎥まで 4,654円（税抜）［2カ月］［超過料金］1㎥につき 322円（税抜）<br>▶料金（大口事業用）…3,000㎥まで 619,047円（税抜）　［超過料金］1㎥につき 223円（税抜）<br>【奈井江町】（中空知広域水道企業団）▶全体容量3,370㎥/日、残容量450㎥/日<br>▶料金（業務用）……15㎥/月まで3,672円（税込）<br>［超過料金（税込）］16～900㎥まで1㎥につき277円、901㎥～は1㎥につき236円 |
| | 工業用水 | 【美唄市工業用水道】<br>▶全体容量6,500㎥/日<br>▶料金…33円/㎥、超過料金66円/㎥（税抜） |
| 排水施設 | | 企業内処理のうえ、美唄市公共下水道又は奈井江町公共下水道に排水（ＢＯＤ5日間/1ℓ当たり600ppm未満） |
| 電　力 | 管轄会社 | 北海道電力㈱岩見沢支店、滝川営業所 |
| | 高圧 | 6,000V |
| | 特別高圧 | 60,000V（奈井江変電所まで約4km） |
| ガ　ス | | プロパンガスで対応 |
| 立地協定等 | | 美唄市又は奈井江町との間で環境保全又は公害防止に関する協定（建築協定を含む）等を締結していただく場合があります。 |
| その他 | | スカイポート美唄（農道離着陸場）隣接、団地内の美唄ハイテクセンタービルに賃貸オフィスがあります。 |

※通勤圏（８市８町）…岩見沢市、美唄市、三笠市、赤平市、滝川市、歌志内市、砂川市、芦別市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、南幌町、長沼町、栗山町、月形町

**現地見学も個別対応！詳しくはお問い合わせください！**


**美唄市経済部経済観光課**
（直通）☎0126-63-0111
〒072-8660
北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
▶FAX　代表 0126-62-1088
▶E-mail sangyou@city.bibai.lg.jp
▶美唄市 HP http://www.city.bibai.hokkaido.jp/

**奈井江町産業観光課**
（直通）☎0125-65-2118
〒079-0392
北海道空知郡奈井江町字奈井江11番地
▶FAX　0125-65-2809
▶E-mail shoko@town.naie.lg.jp
▶奈井江町 HP http://www.town.naie.hokkaido.jp/


**そらち工業団地ＨＰ**
http://www.sorachi.jp/

**WDC ホワイトデーターセンター構想**
https://www.city.bibai.hokkaido.jp/soshiki/13/417.html

（令和５年10月作成）

分譲中　分譲済

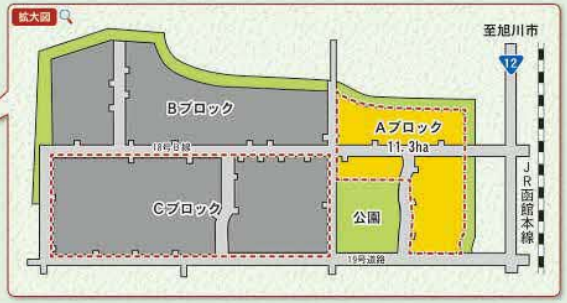

美唄ハイテクセンターから そらち工業団地を望む

美唄ハイテクセンター（区画 T-17）

美唄ハイテクセンター（区画 T-17）

中空知エリア　南空知エリア　参考

■第１工区

| 区画 | 面積（㎡） | 単価（円/㎡） | 総額 | 企業名 |
|---|---|---|---|---|
| Aブロック | 112,981.28 | 460円 | 54,231,000円 | 分譲中 |
| Bブロック | 159,111 | | | 農業生産法人 静内ファーム㈱ |
| Cブロック | 204,347.10 | | | ㈱クリーンリバー |

■第２工区

| 区画 | 面積（㎡） | 単価（円/㎡） | 総額 | 企業名 |
|---|---|---|---|---|
| A-1 | 10,479.88 | 890円 | 9,327,000円 | 分譲中 |
| C-1 | 18,027.10 | 880円 | 15,863,000円 | 〃 |
| C-2 | 21,831.78 | 870円 | 18,993,000円 | 〃 |
| C-3 | 29,298.22 | 870円 | 17,659,000円 | 〃 |
| D-1 | 53,641.56 | 810円 | 43,449,000円 | 〃 |
| D-2 | 42,514.54 | 830円 | 35,287,000円 | 〃 |
| E-2 | 58,519.59 | 810円 | 47,400,000円 | 〃 |
| F-1-2 | 5,898.26 | 900円 | 5,308,000円 | 〃 |
| F-1-3 | 4,247.36 | 900円 | 3,822,000円 | 〃 |
| F-1-4 | 6,226.99 | 900円 | 5,604,000円 | 〃 |
| F-1-5 | 9,565.40 | 900円 | 8,608,000円 | 〃 |
| F-2-2 | 12,487.09 | 890円 | 11,113,000円 | 〃 |
| F-3-2 | 5,064.56 | 900円 | 4,560,000円 | 〃 |
| F-3-4 | 5,081.61 | 900円 | 4,573,000円 | 〃 |
| F-4-1 | 10,220.52 | 890円 | 9,096,000円 | 〃 |
| F-4-2 | 10,247.78 | 890円 | 9,120,000円 | 〃 |
| G-1 | 21,499.23 | 870円 | 18,704,000円 | 〃 |
| G-2 | 21,512.64 | 870円 | 18,715,000円 | 〃 |
| G-3 | 42,951.55 | 830円 | 35,649,000円 | 〃 |
| A-2、3 | 41,651 | | | 伊藤機工㈱ |
| B | 24,126 | | | 空知次期発電装置許認可 |
| E-1 | 57,995 | | | ㈱プラスチックス |
| F-1-1 | 5,953 | | | 左希子化粧㈱ |
| F-2-1 | 5,282 | | | ㈱レック北海道 |
| F-2-3 | 6,620 | | | 積水化学北海道㈱ |
| F-3-1 | 5,101 | | | ㈱ベルドノール |
| F-3-3 | 3,229 | | | ㈱一ノ瀬商店 |

■第３工区、B・Cゾーン、テクノゾーン

| 区画 | 面積（㎡） | 単価（円/㎡） | 総額 | 企業名 |
|---|---|---|---|---|
| Bゾーン① | 36,421.00 | | | ㈱ホワイトデータセンター |
| Bゾーン② | 60,385.09 | 630円 | 38,042,000円 | 分譲中 |
| Cゾーン | 86,838.75 | 630円 | 54,708,000円 | 〃 |
| T-1 | 5,037.10 | | | ㈱ミリオナ化粧品 |
| T-2 | 5,061.26 | | | ㈱ミリオナ化粧品 |
| T-3 | 5,062.30 | | | ㈱ミリオナ化粧品 |
| T-4 | 5,064.18 | 830円 | 4,203,000円 | 分譲中 |
| T-5 | 6,520.20 | 910円 | 5,933,000円 | 〃 |
| T-6 | 5,096.38 | 1,050円 | 5,351,000円 | 〃 |
| T-7 | 3,289.64 | 1,010円 | 3,322,000円 | 〃 |
| T-8 | 3,235.93 | 1,060円 | 3,430,000円 | 〃 |
| T-9 | 3,235.51 | | | 森隆㈱ |
| T-10 | 3,306.69 | 920円 | 3,042,000円 | 分譲中 |
| T-11 | 3,263.20 | 1,070円 | 3,491,000円 | 〃 |
| T-12 | 3,550.77 | | | ㈱雪屋蝦山商店 |
| T-13 | 3,973 | | | ㈱昌栄 |
| T-14 | 3,661.23 | | | 加賀㈱ |
| T-15 | 3,495.89 | | | 一般社団法人北海道スノーフレード研究会 |
| T-16 | 20,106 | | | ㈱アルベン |
| T-17 | 10,126 | | | 美唄市ハイテクセンター |

■第４・５工区

| 区画 | 面積（㎡） | 単価（円/㎡） | 総額 | 企業名 |
|---|---|---|---|---|
| 第4工区5-1,5-2 | 1,119,177 | | | ㈱アルベン |
| 5-3 | 70,401 | | | ㈱アルベン |

## ③ 三笠市岡山

# 三笠（みかさ）第２工業団地

● 低廉な土地、豊かな自然環境に恵まれているほか、道内主要都市と短時間で結ぶ交通網を有しており、生産・物流の拠点として最適です。

● 工業団地の区画割り

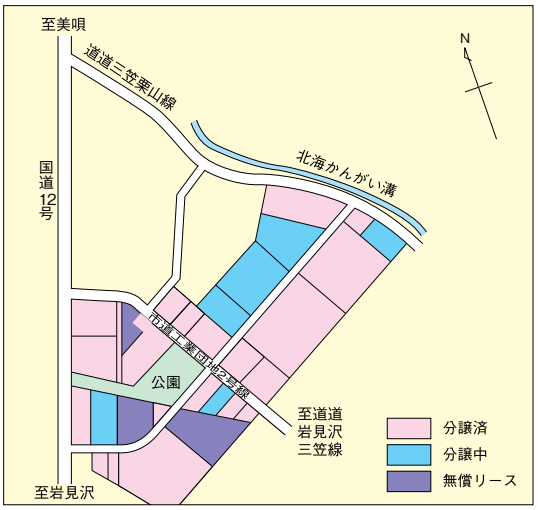


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 三笠市 |
| 工業団地面積 | 31.9 ha |
| 分譲中面積 | 5.5 ha |
| 分譲価格 | 要相談 |
| リース制度 | 一部無償リースあり　　リース価格　無償 |
| 現況 | 要相談 |
| 地質・地盤 | 地質：第２種<br>N 値：40　　杭打可能地盤までの深さ：13 m |
| 用水 | 上水道：取水可能量 1,000 $m^3$/日<br>価格：基本料金 2,911 円（10 $m^3$ まで）　超過料金 358 円/$m^3$ |
| 排水 | 排水条件：A 種　排水先：公共下水道 |
| 電力 | 東岩見沢変電所（60,000 kVA）まで 3 km、高圧線 6.6 kV |
| インターネット | 光 |
| 地域開発法の指定 | 過疎法 |
| 事業主体の希望業種 | 製造業など |
| 立地している主な企業 | ・㈱免疫生物研究所…バイオ関連研究施設<br>・㈱サンワールド…菓子製造業<br>・北海産業㈱…建設機械リース・レンタル<br>・㈱北陽…コンクリートブロック２次製品 |

● 工業団地の位置図

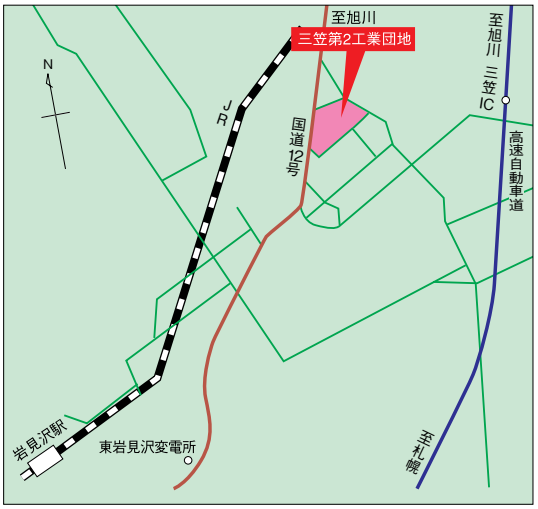


● 交通アクセス

空港　新千歳空港まで 77 km（60 分）
港湾　石狩湾新港まで 68 km（60 分）、苫小牧港まで 89 km（70 分）
道路　高速自動車道三笠 IC まで 1.5 km、国道 12 号沿い

● 市町村の優遇制度

（三笠市産業開発促進条例）
固定資産税免除（100%、3 年間）、投資額に対する補助（5%）、雇用に対する補助（一人当たり 20 万円）、工場用水使用料助成（20%、3 年間）

お問い合わせ先
● 三笠市商工観光課
〒068-2192　三笠市幸町２番地
TEL　01267-2-3997

# 三笠市

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 製造業<br>新増設　2,100 万円以上<br>製造業以外<br>新増設　4,200 万円以上 | 5人以上<br><br>5人以上 | 課税軽減 | 固定資産税 | 3年間<br>100/100 |
| 商業・観光業・製造業・住宅賃貸業　2,100 万円以上 | — | 課税軽減 | 固定資産税 | 3年間<br>50/100 |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 三笠市産業開発促進条例 | S38.3 | ○新設・増設<br>投資額　5,000 万円以上<br>(土地購入代金は含まない)<br>雇用人員　5人以上 | 補助金<br>○工場等に係る投資額に対する補助<br>投資額の5%(限度額 3,000 万円)<br>増設は1回限り |
| | | ○新設・増設<br>製造業　2,100 万円超<br>雇用人員　5人以上<br>製造業以外　4,200 万円超<br>雇用人員　5人以上 | 補助金<br>○新たな雇用者に対する補助<br>1人当たり 20 万円<br>(限度額 1,500 万円)<br>増設は1回限り |
| | | ○新設・増設<br>製造業　2,100 万円超<br>雇用人員　5人以上<br>水使用量　1日 50 ㎥以上<br>製造業以外　4,200 万円超<br>雇用人員　5人以上<br>水使用量　1日 50 ㎥以上 | 補助金<br>○工場用水使用料に対する補助<br>年水使用料金の 20%補助<br>ただし、操業開始後3年間<br>(限度額1年間 500 万円)<br>増設は1回限り |
| 三笠市商工業等元気支援条例 | H12.3 | ○製造業・住宅賃貸業・商業・観光関連産業を営む者<br>設備投資額　2,100 万円超 | 補助金<br>○投資額の5%<br>○限度額　300 万円 |
| 三笠市工業団地貸付条例 | H20.6 | ○雇用人員5人以上<br>1年以内に工場を新設し操業又は賃貸する者 | 土地の無償貸与<br>○10 年間<br>※保証金等詳しい貸付条件については要問合せ |

## ④ 空知郡南幌町南 15 線西 22 番地

# 南幌（なんぽろ）工業団地

● 札幌市中心部と新千歳空港のほぼ中間に位置しており、ともに車で約 50 分という地理的条件に恵まれた工業団地です。今後は小樽市と千歳市を結ぶ道央圏連絡道路が開通する予定で、交通アクセスがさらに良くなることが見込まれます。

| | |
|---|---|
| 事業主体 | 南幌町 |
| 工業団地面積 | 43.6 ha |
| 分譲中面積 | 0.1 ha |
| 分譲価格 | 8,000 円／$m^2$（割引応相談） |
| リース制度 | 有　　月額 55 円/$m^2$ |
| 現況 | 全域造成済 |
| 地質・地盤 | 地質：第 3 種<br>N 値：40　　杭打可能地盤までの深さ：25 m |
| 用水 | 上下水道　取水可能量 192 $m^3$/日<br>基本料金 2,830 円/月～22,690 円/月<br>超過料金 190 円/$m^3$～266 円/$m^3$<br>※いずれも口径により料金が異なります<br>地下水　取水可能量 576 $m^3$/日 |
| 排水 | 排水条件 D 種　排水先：企業内処理後、団地内排水路を経て調整池に排出 |
| 電力 | 晩翠変電所（12,000 kVA）まで 9 km、高圧線 6.6 kV |
| インターネット | 光回線 |
| 地域開発法の指定 | 農村産業法 |
| 事業主体の希望業種 | 製造業、道路貨物運送業、卸売業、倉庫業　他 |
| 立地している主な企業 | ㈱トクヤマ…太陽光発電設備リサイクル<br>日立建機日本㈱…建設機械の販売・修理<br>㈱大伸…建設汚泥の再生処理<br>㈱ニルス…一般貨物自動車運送業<br>㈱アグリフォレストマシーン…農業用機械器具卸売<br>アサヒプリテック㈱…貴金属の再生・販売 |

### ● 工業団地の区画割り

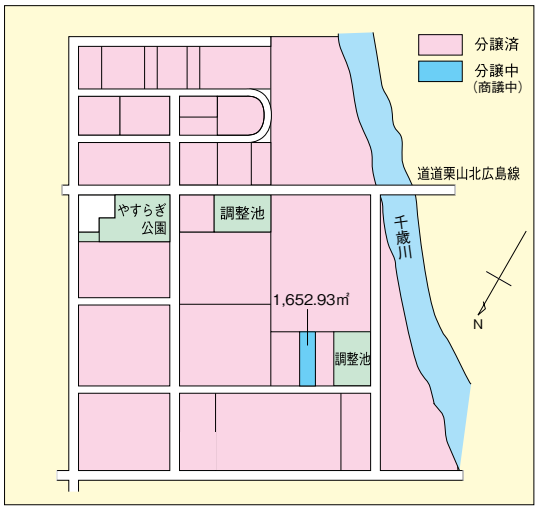


### ● 工業団地の位置図

### ● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 新千歳空港まで 30 km（約 50 分） |
| 港湾 | 苫小牧港まで 50 km（約 70 分） |
| 道路 | 国道 274 号線まで 3.3 km、<br>北広島 IC まで 10 km |
| 鉄道 | JR 北広島駅まで 5.3 km |

### ● 市町村の優遇制度

固定資産税の減免（5 年間）
事業用設備に対する奨励金（限度額 3,500 万円）
工場等建築に対する奨励金（限度額 1,000 万円）
雇用増に対する奨励金（限度額 500 万円）

### お問い合わせ先

● 南幌町まちづくり課
〒069-0292　空知郡南幌町栄町３丁目２番１号
URL https://www.town.nanporo.hokkaido.jp/industry/industrial-park/

## 南幌町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　2,800 万円以上 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 100/100<br>4年目 40/100<br>5年目 20/100 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 南幌町企業誘致促進条例 | H19.3 | 【対象業種】<br>・工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。<br>・大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗。<br>①町内に事業の用に供する工場等を新設、増設又は賃借により事業を操業すること<br>②償却資産課税台帳に登録されている事業用設備等の取得価額の合計額が 3,000 万円以上であること | 事業用設備等整備奨励金<br>(用地取得の場合)<br>事業の用に供すると認められた事業用設備等に係る固定資産税課税標準額の 20/100 以内とし、限度額は 3,500 万円とする<br>奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする<br>(その他の方法の場合)<br>事業の用に供すると認められた事業用設備等に係る固定資産税課税標準額の 10/100 以内とし、限度額は 3,500 万円とする<br>奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする |
| | | 【対象業種】<br>・工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。<br>・大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗。<br>①町内に事業の用に供する工場等を新設又は増設すること<br>②工場等の延床面積が 200 ㎡以上で基礎に杭打地業を行っていること | 企業立地奨励金<br>(用地取得の場合)<br>事業の用に供すると認められた工場等で杭打地業を行った基礎部分に係る固定資産税課税標準額の相当額以内とし、限度額は 1,000 万円とする<br>奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする<br>(その他の方法の場合)<br>事業の用に供すると認められた工場等で杭打地業を行った基礎部分に係る固定資産税課税標準額の 70/100 以内とし、限度額は 1,000 万円とする<br>奨励金は1万円未満を切り捨てた額とする |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 【対象業種】<br>・工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び試験研究施設。<br>・大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗。<br>○工場等の新設、増設又は賃貸による事業の操業に伴い、常用雇用者を新規に3名以上雇用すること（南幌町在住者に限る） | 雇用奨励金<br>○新規常用雇用者1人につき10万円とし、限度額は500万円とする |

# 中央長沼工業団地（ちゅうおうながぬま）

● 当団地は道道恵庭栗山線と道道札幌夕張線に隣接し、札幌市まで 30 分、新千歳空港まで 35 分の距離にあります。また、道央圏連絡道路（高規格道路）が整備中であり、今後さらなるアクセスの向上が見込まれます。

● 工業団地の区画割り

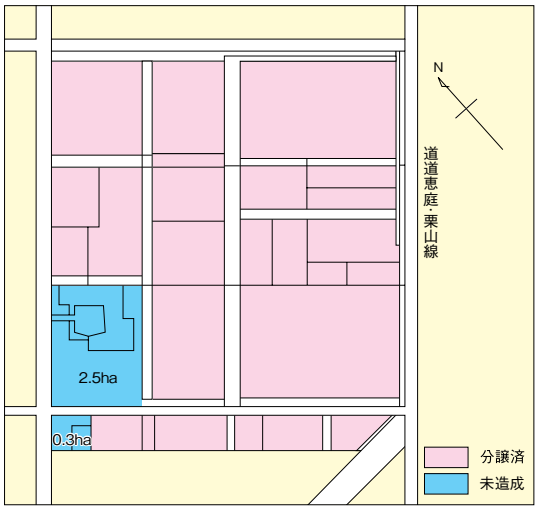


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 長沼町 |
| 工業団地面積 | 31.4 ha |
| 分譲中面積 | 0.0 ha（一部未操業事業者とのマッチング可能） |
| 分譲価格 | 約 4,000 円/$m^2$（造成済地）　応相談 |
| リース制度 | 無 |
| 現況 | 立地企業：16 社　うち　操業 11 社　未操業 5 社　一部未造成 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種<br>N 値：12　　杭打可能地盤までの深さ：22 m |
| 用水 | 上水道：供用可能<br>地下水：供用可能 |
| 排水 | 排水条件：A 種　排水先：公共下水道　価格：150 円/$m^3$ |
| 電力 | 長沼変電所（20,000 kVA）まで 0.5 km、高圧線 6.6 kV |
| インターネット | 光 |
| 地域開発法の指定 | 過疎法、農村産業法 |
| 事業主体の希望業種 | 各種製造業、卸売業等 |
| 立地している主な企業 | ・東陽上村アドバンス㈱…コンクリート管、マンホール<br>・北海羽田コンクリート㈱長沼事業部…コンクリート二次製品、生コンクリート |

● 工業団地の位置図

● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 新千歳空港まで 30 km（35 分） |
| 港湾 | 石狩湾新港まで 50 km（60 分）<br>苫小牧港まで 56 km（60 分） |
| 道路 | 国道 337 号、主要道道に隣接。<br>高速自動車道江別東 IC まで 15 km（20 分） |
| 鉄道 | JR 北広島駅まで 14 km（20 分） |

● 市町村の優遇制度

固定資本額 2,500 万円以上の新増設の企業に対し、3 年間固定資産税を免除。

## お問い合わせ先

● 長沼町産業振興課企業誘致推進室推進係
〒069-1392　夕張郡長沼町中央北 1 丁目 1 番 1 号
TEL 0123-76-8019　FAX 0123-88-0888
URL http://www.maoi-net.jp/

## 長沼町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額（万円以上） | 従業員（人以上） | | | |
| ・製造・旅館業<br>【資本金 5,000 万円以下】 500 万円<br>【資本金 5,000 万円超 1 億円以下】 1,000 万円<br>【資本金 1 億円超】 2,000 万円<br><br>・情報サービス等・農林水産物等販売業 500 万円 | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| ・国（主務大臣）の課税特例の確認を受けた承認地域経済牽引事業者<br>【対象資産】土地・家屋・構築物<br>【取得価額】農林漁業及びその関連業種 5,000 万円<br>その他の業種 1 億円 | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 長沼町無料職業紹介所の設置及び運営に関する要綱 | R3.12 | ○職種<br>・全職種<br>○求人者<br>・長沼町内及び長沼町内に立地予定のある事業所<br>○求職者<br>・長沼町民及び町内での居住を予定している者 | ○職業紹介<br>・求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること |

## ⑥ 夕張郡栗山町字旭台

# 栗山（くりやま）工業団地

● 栗山工業団地は、苫小牧市から北へ延びる国道 234 号線沿いに位置し、札幌市、新千歳空港、苫小牧港の道央 3 拠点から約 1 時間圏内にあり、最寄りの IC からも 20 分ほどで利便性にとても優れています。また、栗山の市街地中心から約 2 km の位置にあり、通勤にも非常に便利です。栗山ダムの豊富な水源による上水道が利用可能で、下水道については公共下水が利用可能です。

### ● 工業団地の区画割り

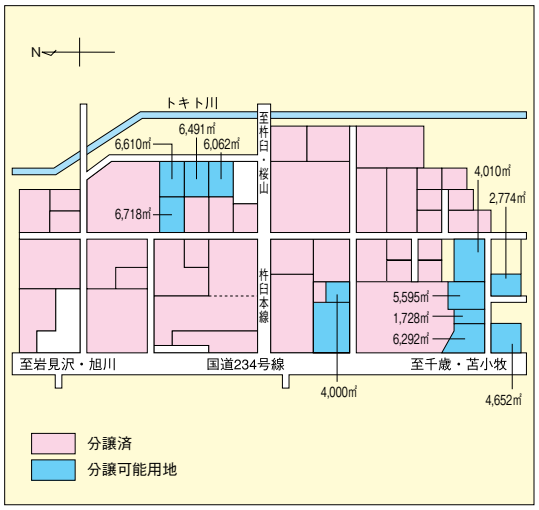


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 栗山町 |
| 工業団地面積 | 66.3 ha |
| 分譲中面積 | 5.1 ha |
| 分譲価格 | @ 3,000 円/$m^2$ |
| リース制度 | 有　　譲渡付き賃貸借　$m^2$×10 円×12 ヶ月×20 年<br>※ 20 年経過後、5 年分にて譲渡<br>事業用定期借地権　要相談<br>※ 20 年間（再契約） |
| 現況 | 現在までに、電子部品、木製品、住宅用サッシや暖房器具などを製造する 29 企業が進出し地域経済の振興に大きく貢献しています。（商談中 2 企業が進出予定） |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種（シルト質粘土、砂礫）<br>N 値：～50　　杭打可能地盤までの深さ：約 6 m |
| 用水 | 上水道：取水可能　240 $m^3$/日　価格　240 円/$m^3$ |
| 排水 | 公共下水道区域 |
| 電力 | 栗山変電所（66,000 VA）まで 3.4 km　高圧線 6.6 KV |
| インターネット | 光ケーブル |
| 地域開発法の指定 | 農工地区（一部） |
| 事業主体の希望業種 | 製造業、食品加工、先端技術、研究機関など（業種は問わず） |
| 立地している主な企業 | ・北海道内田鍛工㈱　・小岩金網㈱栗山工場　・日進化成㈱栗山工場　・㈱エクセルシャノン栗山工場　・伸和機型㈱　・㈱共成レンテム栗山営業所　・旭イノベックス㈱栗山工場　・E & C エンジニアリング㈱北海道工場　など |

### ● 工業団地の位置図

### ● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 新千歳空港まで 38 km（45 分） |
| 港湾 | 苫小牧港 53 km（60 分） |
| 道路 | 国道 234 号 0.5 km<br>岩見沢 IC19 km（23 分） |
| 鉄道 | JR 栗山駅 4 km（6 分） |

### ● 市町村の優遇制度

○栗山町企業立地促進条例
- 土地取得に対する助成（限度額：2,000 万円）
  ※土地取得費の 100 分の 30 を助成
- 水道料金に対する助成（限度額：3 年間合計 1,000 万円）
  ※水道料金の 100 分の 50 を助成（利用開始の翌月以降 3 年間）
- 雇用増に対する助成（限度額：1,000 万円）
  ※町内在住の新規雇用者採用 5 名以上に限り、1 名あたり 20 万円を助成

○栗山町工鉱業等振興促進条例
- 土地・建物・償却資産にかかる固定資産税（3 年間）の課税免除（工場用に限る）

### お問い合わせ先

● 栗山町　ブランド推進課　企業・労働グループ
〒 069-1512　北海道夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地
TEL 0123-73-7516（直通）　FAX
URL http://town.kuriyama.hokkaido.jp/

# 栗山町

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額（万円以上） | 従業員（人以上） | | | |
| 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定による「過疎地域持続的発展市町村計画」に基づく固定資産税の課税免除<br>○製造業、旅館業（下宿営業を除く）<br>・資本金 5,000 万円以下…500 万円以上<br>・資本金 5,000 万円超 1 億円以下<br>…1,000 万円以上<br>・資本金1億円超…2,000 万円以上<br>○情報サービス業等、農林水産物等販売業<br>500 万円以上<br>※資本金の規模が 5,000 万円超の事業者については新増設に係る取得等に限る | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 栗山町中小企業振興資金融資要綱 | S48.4 | ○町内に事業所を有する従業員 50 人以下の法人又は個人で、町税を完納しているもの<br>※北海道信用保証協会の保証対象外業種を除く | 融資<br>○資金<br>・運転資金　1,200 万円以内<br>5年以内<br>・設備資金　1,200 万円以内<br>10 年以内（うち据置6ヶ月以内）<br>○利率<br>・短期（1年以内）　年 2.3%以内<br>・長期（1年超）　年 2.8%以内 |
| 栗山町中小企業振興資金融資利子補給要綱 | H11.4 | ○H11.4.1 からR6.3.31 までに貸付が実行された方 | 利子補給<br>○借入利率から 1.3%を差し引いた利率で計算した額を補給 |
| 栗山町中小企業振興資金保証料補給要綱 | H19.11 | ○融資を受けた栗山町中小企業振興資金を完済した方<br>※町税等に未納がある場合を除く | 保証料補給<br>○資金を借り入れた時点における北海道信用保証協会が定める保証料率により算定した額を補給 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 栗山町企業立地促進条例 | R2.9 | 1. 土地・建物・設備取得に対する助成（設備のみの取得を除く）<br>①新設<br>(1) 土地取得面積が 1,500 ㎡以上で土地、建物、設備投資額 3,000 万円以上かつ操業開始月に常勤雇用者 10 人以上<br>(2) 土地取得面積が 1,500 ㎡以上で土地、建物、設備投資額 3,000 万円以上かつ操業開始月に常勤雇用者 5 人以上（上記 1 に該当する場合を除く）<br>(3) 土地、建物、設備投資額 50 万円以上かつ操業開始月に常勤雇用者２人以上（上記 1、2 に該当する場合を除く）<br>②. 増設<br>(1) 土地取得面積が 1,000 ㎡以上で土地、建物、設備投資額 1,500 万円以上<br>(2) 土地、建物、設備投資額 50 万円以上（上記 1 に該当する場合を除く）<br>2. 雇用に対する助成<br>事業場を新設又は増設し、操業開始月時点から引き続き1年を超えて町内に住所を有する常勤雇用者3人以上<br>3. 水道料金に対する助成<br>事業場を新設又は増設し、直接事業に水道を使用した場合に限り3年間助成 | 1. 土地・建物・設備取得に対する助成<br>①新設<br>(1)・・・土地・建物・設備取得費の 30/100<br>助成限度額 2,000 万円<br>(2) ・・・土地・建物・設備取得費の 20/100<br>助成限度額 1,000 万円<br>(3)・・・土地・建物・設備取得費の 50/100<br>助成限度額 400 万円<br>②増設<br>(1)・・・土地・建物・設備取得費の 30/100<br>助成限度額 2,000 万円<br>(2) ・・・土地・建物・設備取得費の 50/100<br>助成限度額 400 万円<br>2. 雇用に対する助成<br>1人につき 30 万円<br>限度額 1,000 万円<br>3. 水道料金に対する助成<br>・新設・・・水道料金の全額<br>・増設・・・水道料金の 50/100<br>限度額 1,000 万円（3 年間の合計） |

# 夕 張 市

【用地情報】

① 北海道夕張市沼ノ沢510-4

| |
|---|
| 雑種地 |
| 工業団地（夕張緑陽団地）内に位置し、JR新夕張駅から車で約5分（約3.4㎞）、道東道・夕張ICから車で約６分（約4.6㎞）の距離にあります。 |

| | |
|---|---|
| 用地面積 | 13,247㎡ |
| 分譲価格 | ― |
| 現況 | ・更地<br>・条件等は、応相談 |
| 希望業種 | 特になし |

| ○問い合わせ先 | | | |
|---|---|---|---|
| 所属名： | 夕張市地域振興課商工観光係 | 電話番号： | 0123-52-3128 |
| Email： | ybrsyo@city.yubari.lg.jp | FAX番号： | 0123-52-1054 |

## 夕張市

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員<br>(人以上) | | | |
| 1.　製造業、旅館業<br>・500 万円以上 (資本金 5,000 万円以下)<br>・1,000 万円以上 (資本金 5,000 万円～1 億円以下)<br>・2,000 万円以上(資本金1億円超)<br><br>2. 農林水産物等販売業、情報サービス業等<br>・500 万円以上(資本金額の定め無し) | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

⑧

## 由仁町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| ○対象業種<br>製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等、監理事業<br><br>○設備投資の種類<br>取得又は製作若しくは建設<br>※ 資本金の額が 5,000 万円超である法人は新設、増設のみ<br><br>○取得価額<br>・製造業又は旅館業<br>資本金の額<br>5,000 万円以下　500 万円<br>5,000 万円超1億円以下<br>1,000 万円<br>1億円超　2,000 万円<br>・農林水産物等販売業、情報サービス業等又は監理事業　500 万円 | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 5年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 由仁町企業立地促進条例 | R3.9 | 税制上の優遇措置対象事業者で上下水道を事業用に直接使用している者 | 補助金<br>○上下水道超過料金の5割相当額を超えない範囲において、町長が定めた額を使用開始の翌月以降5年間助成 |

## 月形町

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 月形町工場設置並びに拡充奨励条例 | S39.4 | 新設<br>投下固定資本額　3,000 万円以上<br>従業員　5人以上<br>増設<br>投下固定資本額　1,500 万円以上<br>従業員　3人以上 | 奨励金<br>○固定資産税相当額の範囲内（3年間） |

# 滝川中央工業団地（たきかわちゅうおうこうぎょうだんち）

● JR 滝川駅から北東約 5 km、札幌～旭川を結ぶ国道 12 号が縦断し高速自動車道滝川 IC まで 10 分の極めて交通条件に恵まれた団地です。また運動公園、住宅団地も隣接しており、自然環境も整った場所にあります。

● 工業団地の区画割り

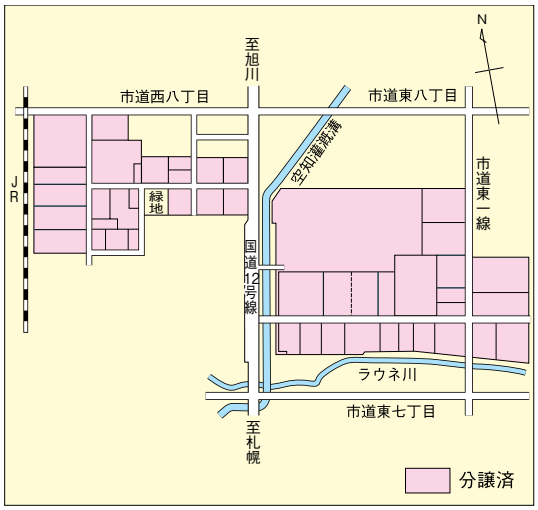


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 滝川市 |
| 工業団地面積 | 27.5 ha |
| 分譲中面積 | 0.0 ha |
| 分譲価格 | — |
| リース制度 | 無 |
| 現況 | 全域開発整備済 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種<br>N 値：30　　杭打可能地盤までの深さ：6.5 m |
| 用水 | 上水道：取得可能量 500 $m^3$/日<br>価格：15 $m^3$/月まで 3,672 円、<br>超過料金：16 $m^3$～900 $m^3$ まで 277 円/$m^3$　900 $m^3$ 以上　236 円/$m^3$ |
| 排水 | 排水条件：D 種　排水先：ラウネ川（石狩川）、熊穴川 |
| 電力 | 二の坂変電所（12,000 kVA）まで 2.5 km、高圧線 6.6 kV |
| インターネット | 光、ADSL　47 M |
| 地域開発法の指定 | 農工法 |
| 事業主体の希望業種 | 製造業、情報通信業、学術・開発研究機関他 |
| 立地している主な企業 | ・栃木精密…金型製造<br>・北海道フォンク電子㈱…電気機械器具製造<br>・北興化学工業㈱…化学肥料<br>・㈲真晃鍍研…メッキ<br>・㈱カナモト…建機レンタル |

● 工業団地の位置図

● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 旭川空港まで 60 km（70 分） |
| 港湾 | 留萌港まで 55 km（65 分） |
| 道路 | 国道 12 号沿い、<br>高速自動車道滝川 IC まで 5.4 km |
| 鉄道 | JR 滝川駅まで 4.5 km |

## お問い合わせ先

● 滝川市産業振興部産業振興課
〒073-8686　滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号
TEL 0125-28-8030（直通）　FAX 0125-23-5839
URL http://www.city.takikawa.hokkaido.jp/230keizai/05sangyousinkou/kougyoudanti-top.html

# 中空知流通工業団地（なかそらち）

● 滝川市中心街より東方約 2 km の平坦な土地に位置する団地です。道東への連絡国道 38 号が隣接、さらに高速自動車道滝川 IC から約 500 m の至近距離にあり、資材・製品の輸送・通勤に便利な団地です。

● 工業団地の区画割り

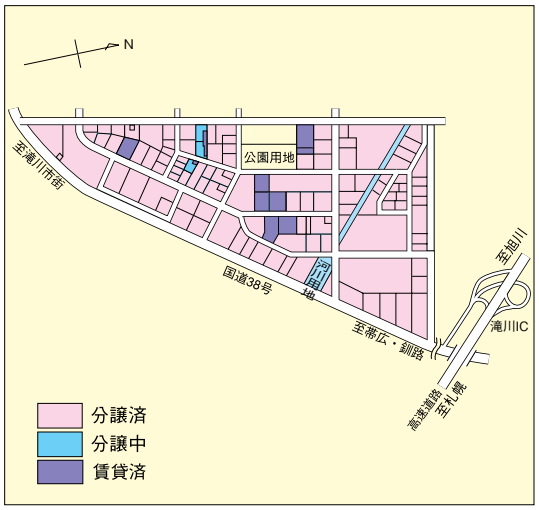


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 北海道土地開発公社 |
| 工業団地面積 | 44.9 ha |
| 分譲中面積 | 2.7 ha（賃貸借済地含む） |
| 分譲価格 | 要相談 |
| リース制度 | 有　1 年間当たり 475.2～541.2 円/$m^2$<br>（1 カ月当たり約 40～45 円/$m^2$）<br>※割引制度があります。詳細は北海道土地開発公社の HP をご覧ください。 |
| 現況 | 全域開発整備済 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種<br>N 値：50　杭打可能地盤までの深さ：6 m |
| 用水 | 上水道：取得可能量 500 $m^3$/日　価格：15 $m^3$/月まで 3,672 円、超過料金：16 $m^3$～900 $m^3$ まで 277 円/$m^3$<br>900 $m^3$ 以上　236 円/$m^3$ |
| 排水 | 排水条件：A 種　排水先：団地内下水道に排水 |
| 電力 | 滝川変電所（30,000 kVA）まで 1.5 km、高圧線 6.6 kV |
| インターネット | 光、ADSL　47M |
| 地域開発法の指定 | —— |
| 事業主体の希望業種 | 製造業、運輸業、卸売業　他 |
| 立地している主な企業 | ・㈱モロオ…医薬品卸　・㈲大澤製麺…麺類製造<br>・北海道酒類販売㈱…酒類卸　・㈱ヤマト運輸…貨物運送<br>・北海道コカコーラボトリング㈱…清涼飲料卸<br>・㈱マツオ…食肉製造 |

● 工業団地の位置図

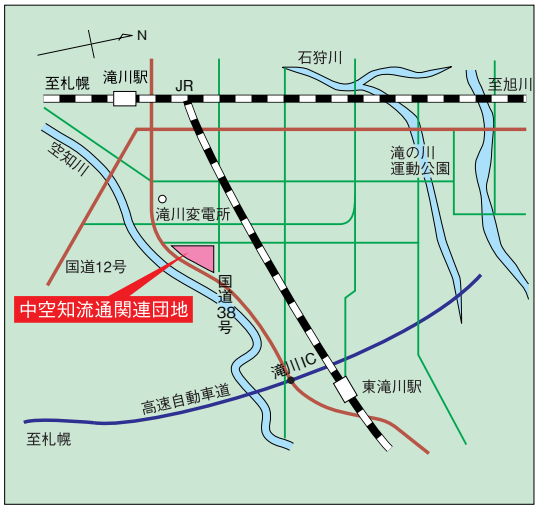


● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 旭川空港まで 65 km（80 分） |
| 港湾 | 留萌港まで 60 km（70 分） |
| 道路 | 国道 38 号沿い、高速自動車道滝川 IC まで 500 m |
| 鉄道 | JR 滝川駅まで 2.7 km |

## お問い合わせ先

● 北海道土地開発公社
〒 060-0003　札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番地（緑苑ビル 3 階）
TEL 011-221-2052　FAX 011-210-4522
URL http://www.t-kosya.or.jp

● 滝川市産業振興部産業振興課
〒 073-8686　滝川市大町 1 丁目 2 番 15 号
TEL 0125-28-8030（直通）　FAX 0125-23-5839

## 滝川市

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 地域未来投資促進法(北海道滝川市基本計画:物流関連分野、農商工連携・地域商社分野、農業・食料関連産業、航空宇宙関連分野)に係る地域経済牽引事業者 | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 滝川市商工業振興条例 | S56.7<br>R1.12<br>改正 | 【特別融資資金】<br>目的　中小企業の経営安定と合理化、設備の近代化を促進するために融資するもの。<br>○製造業、建設業、運輸業、その他の業種では資本の額又は出資の総額が3億円以下(卸売業は1億円以下)の会社であって常時使用する従業員が 300 人以下(卸売業 100 人以下)<br>○小売業、サービス業では資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社及び個人であって従業員数はそれぞれ 50 人以下、100 人以下の会社及び個人<br>○市内で1年以上の事業実績を有し、滝川市に独立した事業所及び店舗を有する方<br>(企業の信用度合により、1年未満であっても取り扱うことができる)<br>○中小企業等事業協同組合法による事業協同組合及び企業組合<br>○北海道信用保証協会対象業種<br>○市税を完納している方 | ○運転資金<br>・融資額　1,000 万円以内<br>・融資期間　7年以内(据置1年以内)<br>○設備資金<br>・融資額　3,000 万円以内<br>・融資期間　10 年以内(据置1年以内)<br>○利率<br>・1年以内　長期プライムレートと同率<br>・1年超　長期プライムレート+0.20%<br>・7年超　長期プライムレート+0.30%<br>○担保保証人<br>・原則として必要<br>※完済時、信用保証付き保証金の 1/2 補給。ただし、以下の場合を除く。<br>①1年以内の借入<br>②1年以内の繰上償還<br>③一括返済(手形貸付等)／不均等分割返済<br>④延滞<br>⑤廃業<br>⑥代位弁済 |
| | | 【店舗リフレッシュ資金】<br>目的　店舗の新・増改築、融雪設備、空き店舗改装、商店街環境整のための資金。<br>○特別融資資金の対象者のうち小売業、飲食店(食事の提供を主とする店及び喫茶店)、旅館、理容業、その他市長が必要と認めた業種<br>○市内外での1年以上の事業実績を有する中小企業者であって、都市計画法に規定する商業・近接商業地域において空き店舗改装を行 | ○貸付対象<br>・店舗の新・増改築及び融雪設備資金<br>・空き店舗改装資金<br>・商店街環境整備資金<br>○融資額<br>・会社、個人　2,000 万円以内<br>・組合、団体　8,000 万円以内<br>○融資期間<br>・10 年以内(据置1年以内) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | う方<br>○商店街振興組合並びに小売商業、サービス業、その他事業を営む方で構成された任意の団体 | ○利率<br>・固定　長期プライムレートと同率<br>・変動　　長期プライムレート−0.20％<br>○担保保証人<br>・原則として必要<br>※信用保証付きとすることができる。<br>※金利選択制 |
| | | 【産業創造パワーアップ資金】<br>目的　起業、事業規模の拡大、事業の多角化、業種転換並びに新技術・新商品等の開発・活用等のための資金。<br>○特別融資資金の対象者であり、以下のいずれかに該当する方<br>①起業<br>②事業規模の拡大<br>1. 製造能力の増大<br>2. 処理能力の増大<br>3. 従業員数の増加<br>4. 事業所数の増加<br>③新事業への展開<br>1. 新分野への進出<br>2. 新技術・新製品の開発、製品の高度化、高付加価値化<br>3. 現在、営んでいる事業のうち、特定分野について分社化（独立）して事業を行うもの<br>4. 新事業進出のための人材の確保・育成、知的経営資源を活用するもの | ○資金使途<br>・運転資金及び設備資金<br>○融資額<br>・2,000 万円以内<br>○融資期間<br>・10 年以内（据置1年以内）<br>○利率<br>・固定　長期プライムレートと同率<br>・変動　長期プライムレート−0.20％<br>○担保保証人<br>・原則として必要<br>※金利選択制<br>※利子全額補給　3年間<br>ただし、以下の場合を除く<br>①1年以内の借入<br>②1年以内の繰上償還<br>③一括返済（手形貸付等）／不均等分割返済<br>④延滞<br>⑤廃業<br>⑥代位弁済<br>※信用保証付きとすることができる。 |
| | | 【産業立地資金】<br>目的　事業用地の取得や設備投資を促進する資金。<br>○都市計画法に規定する工業・準工業・工業専用地域において専業用地の取得や工場、機械設備などの設備投資を行う企業<br>※機械とは生産・加工・試験又は検査の用に供する機械器具及び装置をいう。<br>○中小企業者であり、北海道信用保証協会の保証対象業種 | ○資金使途<br>・事業用地の取得や設備投資を促進する資金。<br>○融資額<br>・5,000 万円以内<br>○融資期間<br>・15 年以内（据置2年以内）<br>○利率<br>・固定　長期プライムレート+0.10％<br>・変動　長期プライムレート−0.10％<br>○担保保証人<br>・原則として必要<br>※信用保証付きとすることができる。<br>※金利選択制 |

# 道央砂川（どうおうすながわ）工業団地

● 国道 12 号に隣接し、高速自動車道砂川 SA スマート IC まで 1 km、滝川 IC まで 7 km、奈井江砂川 IC まで 9 km で輸送に軽便です。また、緑地を多く取り入れ工場と緑の均衡がとれた団地づくりを目指しています。

| | |
|---|---|
| 事業主体 | 砂川市土地開発公社 |
| 工業団地面積 | 99.6 ha |
| 分譲中面積 | 20.7 ha |
| 分譲価格 | 2,000 円/$m^2$～ |
| リース制度 | 有　　1 $m^2$＝80 円/年 |
| 現況 | 食料品製造業、プラスチック製品製造業、運送業など 38 社が操業しています。<br>第 3 次造成を行い、平成 10 年度より分譲開始しております。 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種<br>N 値：15　　杭打可能地盤までの深さ：5 m |
| 用水 | 上水道：取水可能量 1,500 $m^3$/日<br>地下水：取水可能量 1,226 $m^3$/日 |
| 排水 | 排水条件：A 種　排水先：公共下水道 |
| 電力 | 砂川変電所（20,000 kVA）まで 4 km、高圧線 6.6 kV |
| インターネット | 光（一部未対応） |
| 地域開発法の指定 | 過疎法、集積区域 |
| 事業主体の希望業種 | 製造業、運送業、卸売業等 |
| 立地している主な企業 | ・㈱ホリ…食料品製造業　・丸一運輸㈱…貨物運送<br>・北海産業㈱…産業用機械器具賃貸業<br>・北海道スイコー㈱…各種容器製造業 |

## ● 工業団地の区画割り

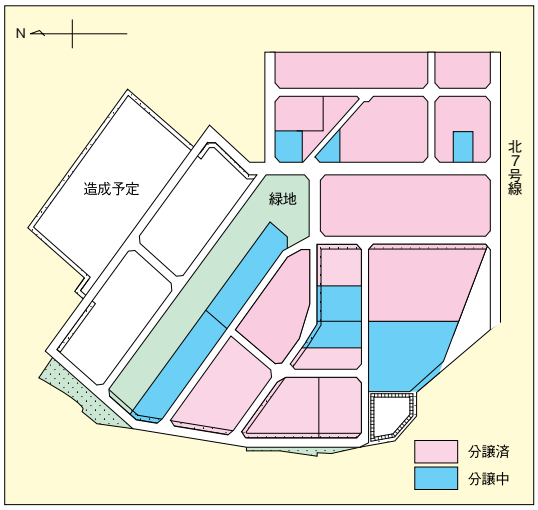


## ● 工業団地の位置図

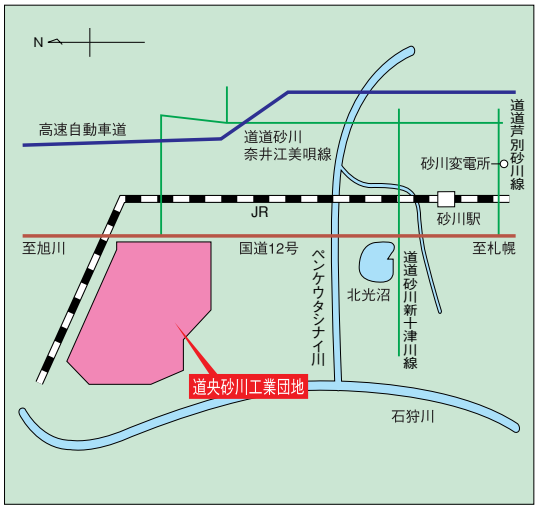


## ● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 旭川空港まで 78 km |
| 港湾 | 留萌港まで 80 km（90 分） |
| 道路 | 国道 12 号沿い、砂川 SA スマート IC まで 1 km |
| 鉄道 | JR 砂川駅まで 3 km |

## ● 市町村の優遇制度

〈砂川市企業振興促進条例〉
固定資産税、都市計画税、用地取得、建設設備取得、雇用、水道料などへの助成（最大 2 億 3,900 万円）
取得条件　投資額 1,500 万円以上　従業員雇用 5 人以上（一部業種 3 人以上）
対象施設　・工場（製造業・運輸及び卸売業）、植物工場施設、宿泊・観光施設、レクリエーション施設、教育文化施設、ソフトウェアハウス、試験研究施設の新・移設・建設・自動車整備、機械、家具、物品賃貸、その他施設の移設

## お問い合わせ先

● 砂川市土地開発公社
〒073-0195　砂川市西７条北２丁目１番１号
TEL 0125-54-2121　㈹2131　FAX 0125-54-2568
URL http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/sangyou/shoukou/kogyodanti.html

# 砂川市

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備を新設又は増設した者で、家屋及び償却資産の取得価額の合計が 2,700 万円を超えるもの | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 砂川市企業振興促進条例 | H1.6<br>H9.3 改正<br>H21.3 改正<br>H24.9 改正<br>H28.3 改正<br>H30.3 改正<br>R2.3 改正 | (工業地域若しくは特別指定地域)<br>新設・増設・移設<br>(その他地域)<br>新設・増設<br>(1)製造業、運輸業、卸売業、観光事業施設・宿泊施設・スポーツ施設・レクリエーション施設・教育文化施設・ソフトウェアハウス・試験研究等施設・植物工場施設<br>①投資額　1,500 万円以上<br>②常用従業員　3人以上<br>(2)前各号と区分を異にする施設<br>①投資額　1,500 万円以上<br>②市内に企業施設を有する者が移設する場合 | 【企業施設用地取得補助金】<br>①税に対する補助<br>(工業地域若しくは特別指定地域)<br>・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100%<br>4年目 40%　5年目 20%)<br>(その他地域)<br>・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100%)<br>②用地取得に関する補助<br>工業地域若しくは特別指定地域の用地を取得した場合、取得額の 50%(限度額 5,000 万円)ただし、道央砂川工業団地における砂川市及び砂川市土地開発公社の所有地を取得した場合、用地取得額の 60%(限度額 6,000 万円)<br>【企業施設建設補助金】<br>①税に対する補助<br>(工業地域若しくは特別指定地域)<br>・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100%<br>4年目 40%　5年目 20%)<br>(その他地域)<br>・固定資産税及び都市計画税相当額(3年間 100%)<br>②施設建設に関する補助<br>(工業地域若しくは特別指定地域)<br>・投資額の 15%(限度額1億 5,000 万円)<br>(工業専用地域) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | ・投資額の 10%（限度額 5,000 万円）<br>（その他の地域）<br>投資額の6%（限度額 3,000 万円）<br>【雇用奨励補助金】<br>増加従業員のうち市内居住従業員1人に対し 36 万円(限度額 2,400 万円）<br>【業務用水道補助金】<br>（工業地域・特別指定地域・工業専用地域）<br>1日平均 50m3 を超えて使用した場合、水道料金の 20/100(1カ年 500 万円限度、3年間） |
| 砂川市中小企業等振興条例 | S46.3<br>H7.6 改正<br>H11.6 改正<br>H19.12 改正<br>H23.6 改正<br>H26.4 改正<br>H28.3 改正<br>H30.3 改正<br>R2.4 改正 | ○本市に1年以上の営業実績がある<br>○本市に主たる営業所又は事務所を有している<br>○信用保証協会の保証対象業種<br>○市税の滞納がない | 【融資資金】<br>（運転資金）<br>・融資額　500 万円以内<br>・融資期間　7年以内<br>・利率　長期プライムレートと同額<br>（設備資金）<br>・融資額　3,000 万円以内<br>・融資期間　15 年以内（措置期間6カ月含）<br>・利率<br>5～10 年以内　長期プライムレートと同額<br>10～15 年以内　長期プライムレート＋0.3%<br>【補助金】<br>（運転資金）<br>○保証料の全額を補給<br>○利子の1%を限度とする利率の 1/2 を補給<br>（設備資金）<br>○保証料の全額を補給<br>○利子の1%を限度とする利率の 1/2 を補給 |

# 歌志内文珠団地（うたしないもんじゅ）

● 雄大な自然に囲まれたロケーションと整った施設、企業立地に理想の環境です。

| | |
|---|---|
| 事業主体 | 歌志内市 |
| 工業団地面積 | 4.1 ha |
| 分譲中面積 | 1.2 ha |
| 分譲価格 | 2,810～2,930 円/$m^2$ |
| リース制度 | 無 |
| 現況 | 全域造成済、現在 2 区画分譲中。 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種<br>N 値：50　　杭打可能地盤までの深さ：3～4 m |
| 用水 | 上水道：取水可能量 1,100 $m^3$/日　価格：15 $m^3$/月まで 3,672 円、超過料金：16 $m^3$～900 $m^3$ まで 277 円/$m^3$<br>900 $m^3$ 以上　236 円/$m^3$ |
| 排水 | 排水条件：A 種　排水先：公共下水道。企業内浄化後、団地内排水路を経て河川に放流。 |
| 電力 | 文珠変電所（10,000 VA）まで 3 km、高圧線 6.6 kV |
| インターネット | ADSL　47 M |
| 地域開発法の指定 | 過疎法、農工法 |
| 事業主体の希望業種 | 製造業他 |
| 立地している主な企業 | （歌志内団地）・大栄産業㈱…FRP 浄化槽<br>（歌志内文珠団地）・㈱北陸興業…土木建築<br>・㈳北海道光生舎…救護施設 |

## ● 工業団地の区画割り

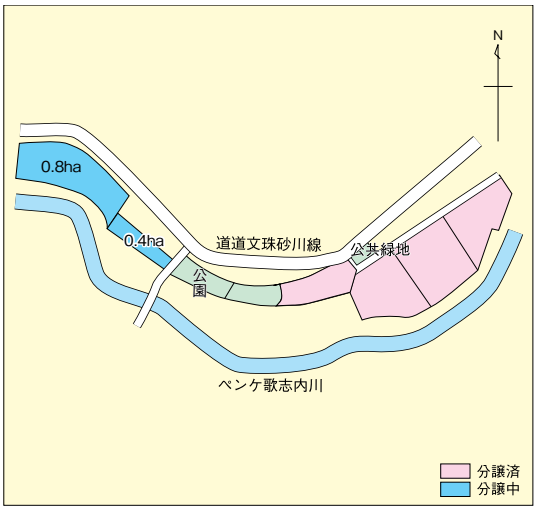


## ● 工業団地の位置図

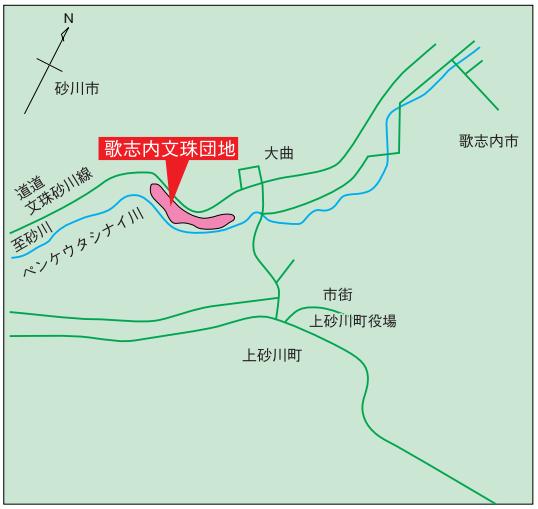


## ● 交通アクセス

**空港**　新千歳空港まで 129 km（90 分）、旭川空港まで 87 km（85 分）

**港湾**　苫小牧港まで 146 km（110 分）、留萌港まで 75 km（90 分）

**道路**　国道 12 号まで 6 km、高速自動車道奈井江砂川 IC まで 11 km(15 分)

**鉄道**　JR 滝川駅まで 16 km（20 分）、JR 砂川駅まで 6 km（10 分）

## ● 市町村の優遇制度

固定資産税の減免（3 年間）、投資額助成、雇用助成

## お問い合わせ先

● 歌志内市産業課ふるさと振興グループ
〒073-0492　歌志内市字本町 5 番地
TEL 0125-42-3215　FAX 0125-42-5171
URL http://www.city.utashinai.hokkaido.jp/

## 歌志内市

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新設、増設又は取得等　500 万円 | 新設、増設又は取得済　3人 | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 歌志内市産業開発促進条例 | S39.4<br>(R4.1　全部改正) | ①　投資額　新設、増設又は取得等<br>500 万円以上<br>②　雇用増　3人以上<br>③　対象業種<br>・農業　・林業　・漁業　・鉱業　・建設業<br>・製造業　・電気、ガス、熱供給、水道業<br>・情報通信業　・運輸業　・卸売、小売業<br>・金融、保険業　・不動産業<br>・飲食店、宿泊業　・医療、福祉<br>・教育、学習支援業　・複合サービス業<br>・サービス業(他に分類されないもの) | 補助金<br>○投資額の6％<br>○限度額　3,000 万円 |
| | | ①　投資額　新設、増設又は取得等<br>500 万円以上<br>②　雇用増　5人以上<br>③　対象業種は上記 | 特別報奨金<br>○増加従業員1人につき 10 万円<br>○限度額　1,500 万円 |

# 芦 別 市

【用地情報】

① 北海道芦別市上芦別町105番地ほか

| 上芦別準工業地域 |
|---|
| 上芦別準工業地域は、市街地から約3ｋｍ南に位置し、広大な面積を有するオーダーメイド方式の用地です。隣接する芦別工業団地には、特殊小型ベアリング業界において世界トップクラスを誇る北日本精機株式会社などが立地しており、産業集積用地として期待されています。 |

| | |
|---|---|
| 用地面積 | 98,635㎡ |
| 分譲価格 | 要相談 |
| 現況 | 40,874㎡分譲中 |
| 希望業種 | 製造業 |

| ○問い合わせ先 | | | |
|---|---|---|---|
| 所属名： | 芦別市商工観光課商工振興係 | 電話番号： | 0124-27-7376 |
| Email： | syoukou@city.ashibetsu.hokkaido.jp | FAX番号： | 0124-22-9696 |

# 芦別市

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額（万円以上） | 従業員（人以上） | | | |
| ・製造業、旅館業　　500 万円以上<br>（資本金が 5,000 万円超の事業者は取得価格が 1,000 万円以上のもの。資本金が 1 億円超の事業者は取得価格が 2,000 万円以上のもの。）<br>・農林水産物等販売業、情報サービス業等　　500 万円以上 | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 芦別市企業振興促進条例 | S46.3<br>全部改正<br>H9.4<br>一部改正<br>H14.4<br>一部改正<br>H17.6<br>一部改正<br>H20.12<br>一部改正<br>H25.4<br>一部改正<br>R2.4<br>一部改正<br>R3.12<br>一部改正 | ○償却資産の取得を伴う固定資産を取得した者で、次に掲げる事業の一つに該当するもの<br>1.製造業、旅館業で取得価格が 500 万円以上のもの（資本金が 5,000 万円超の事業者は取得価格が 1,000 万円以上のもの。資本金が 1 億円超の事業者は取得価格が 2,000 万円以上のもの。）<br>2.農林水産物等販売業、情報サービス業等や既に本市において製造業等を営んでいる期間が継続して 1 年以上である者（特例事業者）が行う当該事業で取得価格が 500 万円以上のもの | 奨励金<br>①家屋の新築が伴う場合<br>取得価額の 50%以内<br>（限度額1億円）<br>②家屋の新築が伴わない場合<br>取得価額の 30%以内<br>（限度額 5,000 万円）<br>1年次 70%、2年次 30% |

# 赤平市

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設・更新　1,500 万円以上 | 新増設 3人増、更新 1人増 | 課税免除 | 固定資産税 | 5年間全額 |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 赤平市企業振興促進条例 | S63.10<br>H2.3 改正<br>H6.12 改正<br>H8.6 改正<br>H12.6 改正<br>H17.1 改正<br>H24.4 改正<br>H30.4 改正 | ○新設　投資額 1,500 万円以上<br>　　雇用増 3人以上<br>○増設　投資額 1,500 万円以上<br>　　雇用増 3人以上<br>○更新　投資額 1,500 万円以上<br>（機械及び装置・工具などの更新）<br>　　雇用増 1人以上<br><br>○新設・増設にかかり、市内に用地を取得し、3年以内に建設に着手した場合で、同要件に該当するもの | 助成金<br>○投資に対する助成投資額の 10%<br>(限度額 5,000 万円)<br>○雇用に対する助成雇用増(市内居住者のみ)<br>1人当たり 50 万円<br>(限度額 5,000 万円)<br>○工場取得に対する助成<br>取得額のうち工場等の床面積相当額の 30%の額<br>交付は1回限り |
| 赤平市中小企業融資条例 | H26.3 制定<br>H30.4 改正 | ○中小企業者等で、市内に独立した事業所(店舗)を有し同一事業を引き続き1年以上営むもの<br>○市税を完納しているもの | ○短期運転資金<br>・融資額　1,000 万円以内<br>・返済期限 1年以内<br>○長期運転資金<br>・融資額　1,000 万円以内<br>・返済期限 7年以内<br>○設備資金<br>・融資額　3,000 万円以内<br>・返済期限 10 年以内<br>○融資利率<br>それぞれに長期プライムレートを加える<br>・短期運転資金 0.2%<br>・長期運転資金 0.3%<br>・設備資金　0.5%<br>○保証料の補給<br>・保証協会の信用保証料の全額補給(短期運転資金を除く)<br>○利子補給<br>・融資利率の2分の1を補給<br>（1%を限度とし、最初の5年間のみ） |

# 上砂川町

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新設　500 万円以上<br>増設　500 万円以上 | 新設　10 人以上<br>増設　5人以上 | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 100/100<br>4年度 60/100<br>5年度 40/100 |
| 上砂川町企業振興促進条例に規定する事業場が先端設備等導入計画を策定し、町がそれを認定した場合 | | 課税免除 | 新規取得設備に対する固定資産税 | 最大3年間 100/100 |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 上砂川町企業振興促進条例 | S48.6<br>S60.6 改正<br>H2.4 改正<br>H10.3 改正<br>H19.1 改正<br>H20.9 改正<br>H27.6 改正 | ①新設<br>・投資額　500 万円以上<br>・雇用人員　10 人以上<br><br>②増設<br>・投資額　500 万円以上<br>・雇用人員　5人以上 | 補助金<br>事業の新増設に伴い新たに雇用する従業員が町内に居住する場合(町内居住者も含む)<br>○雇用増人員×20 万円<br>(1,000 万円限度) |
| | | | 利子補給<br>○5年間(第1年度～第3年度まで各 150 万円限度、第4年度～第5年度各 75 万円限度) |
| | | | リース<br>○町有財産3年間無償<br>4年目　6割減免<br>5年目　4割減免 |
| | | | 助成金<br>○工事費(道路・上水道・電気等)の一部助成<br>○水道料助成(月 500 ㎥を超える使用水量1㎥当たり 20 円助成) |
| | | ○投資額に対する助成<br>①投資額 500 万円超　5,000 万円以下<br>②投資額 5,000 万円超　1億円以下<br>③投資額1億円超 | 助成金<br>①投資額×20%(1,000 万円限度)<br>②投資額×30%(3,000 万円限度)<br>③投資額×50%(1億円限度) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 上砂川町企業人材確保事業助成金交付に関する規程 | R 元.6.1 | ○上砂川町内に事業所を持つ、企業であり、企業等の魅力及び人材採用について情報発信しようとする者<br><br>右記の内容の事業申請額が20万円以上の経費に対し、1/2 を助成（上限30万）<br>※組み合わせ可能 | ○合同企業説明会に関する費用<br>国、都道府県及び市町村が主催する合同企業説明会の他、企業が独自で主催する合同企業説明会への出展料、会場借上料及びバックパネル等のブース装飾料　等 |
| | | | ○企業パンフレットの作成費用<br>企業等が作成するPRパンフレットに係る印刷製本費の他、外部委託した際のデザイン料及び印刷製本費　等 |
| | | | ○新聞、雑誌広告、就業支援サイトへ掲載費用<br>求人情報や合同企業説明会情報に係る掲載料の他、チラシ等の作成料及び新聞等の折り込み費用　等 |
| | | | ○就職希望者への就業体験及び見学会の実施費用<br>就職希望者への就業体験等の際に発生する宿泊費及び交通費　等 |
| 上砂川町創業支援補助金等交付に関する規定 | R3.8.1 | ○上砂川町内に店舗等を新築（プレハブ設置を含む。）し、創業するもの | ①新築工事費<br>②プレハブの購入・設置費<br>③構築物の整備費<br>④事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費<br>対象経費の 2 分の 1（限度額 250 万円） |
| | | ○上砂川町内の店舗等その他の建物を購入・改築し、創業するもの | ①購入・改築に要する経費<br>②構築物の整備費<br>③事業に要する土地（店舗等の敷地を含む。）の購入費<br>対象経費の 2 分の 1（限度額 150 万円） |
| | | ○上砂川町内の店舗等その他の建物を賃借し、創業するもの | ①店舗・土地の賃借料（3 年間に限る）<br>対象経費の 2 分の 1（限度額月額 5 万円） |
| | | ○創業に必要な備品を購入又は賃借するもの | ①備品の購入費・賃借料<br>対象経費の 3 分の 2（限度額 40 万円） |
| | | ○創業祝金 | 新規創業後 1 年を経過した事業者に対し交付 |

## 浦臼町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　2,700 万円以上 | ― | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 浦臼町企業立地促進条例 | H30.3 | ○建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業<br>○投資額<br>・新設　1,000 万円以上<br>・移・増設　500 万円以上<br>○雇用者数<br>・1人以上 | 【設備投資に対する助成金】<br>○　新設・増設・移設<br>・投資額の 20%<br>・限度額 3,000 万円<br>(最大 3 年分割)<br>【雇用に対する助成】<br>○新設・増設・移設<br>・新規雇用者(町内に居住する者に限る。)20 万円/人<br>円 |

# 新十津川町

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額（万円以上） | | 従業員（人以上） | | | | |
| 新設 | 1,000 万円以上 | 新設 | 0人以上 | 課税免除 | 固定資産税 | |
| 増設 | 500 万円以上 | 増設 | 0人以上 | | （土地･家屋） | （10 年間） |
| 移設 | 1,000 万円以上 | | | | （償却資産） | （5年間） |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例 | H10.12 | ○本町商工会加入者で、1年以上居住、操業する中小企業者 | 〈融資〉<br>○設備資金　1,000 万円<br>○貸付期限　7年（月賦償還）<br>○運転資金　500 万円<br>○貸付期限　5年（月賦又は一括償還）<br>○特別資金　2,500 万円<br>○貸付期限　10 年（月賦償還）<br>○担保不要<br>○原則、北海道信用保証協会の保証<br>○利率　年 9.855 パーセント以内で、長期プライムレートに連動 |
| | | | 〈利子補給〉<br>○借入利率の 1/2 以内<br>○利子補給の上限は 2.5% |
| 新十津川町企業振興促進条例 | H10.12 | ○新設、増設、移設企業 | 〈補助金〉<br>○投資額の 20%を補助（限度額 3,000 万円）<br>○町民を新たに雇用した場合1人当たり年間賃金支払額の5%を補助（限度額1人当たり 25 万円、総額 500 万円で3年間補助）<br>○新たに雇用した者が、営業開始日後に町民となった場合、1人当たり年間 30 万円を補助（3年間補助）<br>○施設設備の賃料の 20%補助（限度額年額 100 万円で3年間補助）<br>〈便宜供与〉<br>○買収敷地のあっせん<br>○道路の整備<br>○住宅対策の協力 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 新十津川町中小企業者応援条例 | H28.3 | ○町内に店舗等新築(プレハブ設置を含む。)し、営業を開始したもので、対象経費(賃借料を除く。)の合計額が 100 万円以上であること。 | ＜補助金＞<br>［農作物の直売を目的としているとき］<br>○新築工事費又はプレハブ購入・設置費(新築に伴う購築物の整備費を含む。)における対象経費合計額の4分の3(限度額 400 万円)<br>○設備備品購入額(新築に伴う構築物の整備費を含む。)における対象経費合計額の4分の3(限度額 400 万円)<br>○土地、プレハブ及び設備備品の年間賃借料における対象経費合計額の2分の1(限度額 100 万円)<br><br>[農作物の直売以外を目的としているとき]<br>○新築工事費又はプレハブ購入・設置費における対象経費合計額の2分の1(限度額 200 万円)<br>○設備備品購入費における対象経費合計額の2分の1(限度額 200 万円)<br>○土地、プレハブ及び設備備品における年間賃借料の対象経費合計額の2分の1(限度額 50 万円) |

## 雨竜町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　1,000 万円以上 | 新設　5人以上<br>増設　5人以上 | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 雨竜町企業開発促進条例 | S48.9 | ①投資額　新増設　1,000 万円以上<br>②雇用人員　新設　5人以上<br>増設　5人以上 | リース等<br>(1)町有の土地および建物を譲渡する場合、その代金を5年以内の割賦払い<br>(2)町有の土地および建物を貸与 |

⑳ 雨竜郡沼田町字北竜

# 沼田（ぬまた）工業団地

● 自然環境に恵まれ交通の便においても「深川留萌自動車道」の沼田 IC に隣接しているほか、国道・道道も隣接しているため道内主要都市へのアクセスがとても身近になっております。

● 工業団地の区画割り

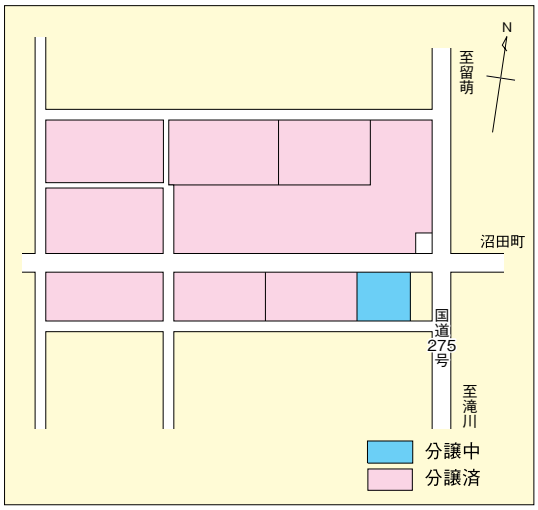


| | |
|---|---|
| 事業主体 | 沼田町 |
| 工業団地面積 | 11.2 ha |
| 分譲中面積 | 0.5 ha |
| 分譲価格 | 410 円/$m^2$　（下水道受益者分担金を除く） |
| リース制度 | 応相談 |
| 現況 | 全域造成済　現在 1 区画分譲中 |
| 地質・地盤 | 地質：第 2 種普通粘土層<br>N 値：50　　杭打可能地盤までの深さ：3.5～9.0 m |
| 用水 | 上水道：取水可能量 3,850 $m^3$/日　価格：50 $m^3$/月まで 6,721 円、超過料金：1 $m^3$ につき 264 円 |
| 排水 | 公共下水道に排水（BOD5 日間 1 ℓ 当たり 600 ppm 未満） |
| 電力 | 沼田変電所（60,000 V）まで 3.8 km、高圧線 6,000 V　団地内まで配電線が敷設 |
| インターネット | 光ファイバー（NTT フレッツ光） |
| 地域開発法の指定 | 過疎法、農工法 |
| 事業主体の希望業種 | 製造、加工を行う施設、試験研究施設、道路貨物運送業、こん包業、情報サービス業等 |
| 立地している主な企業 | 日本パッケージ・システム㈱、㈱正和、ハイテクインター㈱ |

● 工業団地の位置図

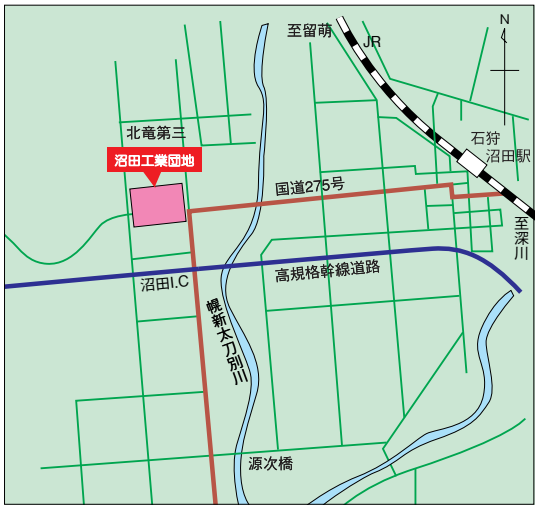


● 交通アクセス

| | |
|---|---|
| 空港 | 旭川空港まで 73 km（70 分） |
| 港湾 | 留萌港まで 36 km（25 分） |
| 道路 | 国道 275 号に隣接<br>深川留萌自動車道沼田 IC まで 0.5 km |
| 鉄道 | JR 石狩沼田駅まで 3 km、JR 深川駅まで約 14 km |

● 市町村の優遇制度

（沼田町企業立地促進条例）
①工場などに係る投資額に対する助成
対　象　工場、試験研究施設、指定施設
投資額　1,500 万円以上
助成額　投資額の 30%
限度額　3,000 万円
②再エネ設備導入に対する助成
対　象　自己消費により事業の用に供することを目的に導入する設備に限る
助成額　投資額の 4/5(雪エネ)
　　投資額の 2/3(他エネ)
限度額　1,500 万円
③新たな雇用に対する助成（工場などの新増設に伴う場合に限る）
対　象　工場、試験研究施設、指定施設
投資額　1,500 万円以上
雇用増　2 人以上
助成額　従業者 1 人あたり 50 万円（町外居住者は 25 万円/人）
限度額　2,000 万円
④固定資産税の減免(5 年間)

## お問い合わせ先

● 沼田町企業誘致推進本部（産業創出課）
〒078-2202　雨竜郡沼田町南 1 条 3 丁目 6 番 53 号
TEL 0164-35-2155　FAX 0164-35-2393
URL http://www.town.numata.hokkaido.jp/

## 沼田町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　1,500 万円以上 | ― | 減免率による免除 | 固定資産税 | 5年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 沼田町企業立地促進条例 | H1.12<br>H25.3<br>R4.3<br>一部改正 | (1)対象施設(新増設)<br>工場、試験研究施設、指定施設<br>①投資額 1,500 万円以上<br>②雇用人員 2 人以上<br><br>③再生可能エネルギー設備(雪氷熱エネルギー)<br>④ ③以外の再生可能エネルギー設備<br>※③、④いずれも自己消費を目的として事業のために導入する設備に限る。<br>(売電を目的とする事業のための導入は対象外) | 補助金<br>①投資額の 30%相当額<br>限度額 3,000 万円<br>②町内居住の従業者数×50 万円<br>(町外居住者は 25 万円)<br>限度額 2,000 万円<br>③投資額の 5 分の 4 を助成<br>限度額 1,500 万円<br>④投資額の 3 分の 2 を助成<br>限度額 1,500 万円 |

# 深川市

## 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 製造業・旅館業・農林水産物等販売業<br>新増設　　2,700 万円超 | — | 課税免除<br>及び減免 | 固定資産税 | 3年間 100%<br>4年目 50%<br>5年目 25% |

## 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 深川市工業等開発促進条例 | H4.7<br>H17.6<br>一部改正<br>H18.12<br>一部改正<br>H24.3<br>一部改正<br>H31.3<br>一部改正<br>R3.9<br>一部改正 | (1)製造業<br>(2)試験研究施設、ソフトウェアハウス<br>(3)情報通信技術利用事業<br>(4)農業用施設(植物工場等)<br>①投資額　2,700 万円超<br>②雇用増　3人以上<br>(増設の場合は2人以上で総数3人以上)<br>(5)指定施設(運送業、倉庫業等)<br>①投資額　2,700 万円超 | 補助金<br>(工業団地)<br>(1)(2)(3)投資額の 30%以内<br>・限度額　1 億円<br>雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 1 億円、30～39 人は 8,000 万円、20～29 人は 7,000 万円、10～19 人は 6,000 万円、2～9 人は 5,000 万円)<br>(1)(2)(3)(5)<br>・土地・建物の賃料の 50%以内<br>限度額　年 150 万円(5 年間)<br>・水道料金及び下水道使用料の 50%以内<br>限度額 500 万円(3年間)<br>雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 500 万円、30～39 人は 400 万円、20～29 人は 300 万円、10～19 人は 200 万円、2～人は 100 万円)<br>(1)工場から出荷先までの運送費の 50%以内<br>限度額 500 万円(3年間)雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 500 万円、30～39 人は 400 万円、20～29 人は 300 万円、10～19 人は 200 万円、2～9 人は 100 万円) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | (1)～(5)<br>・雇用増4人目以降 1 人につき 30 万円<br>限度額 1,200 万円<br>・土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%)<br>※上記(1)～(5)は、土地取得面積が 500 ㎡以上の場合は取得額の 100%以内(広里工業団地に限る。多度志地域・納内地域は10%以内)も併せて補助・限度額 3,000 万円 |
| | | 製造業、試験研究施設、ソフトウェアハウス、<br>情報通信技術利用事業、旅館業、<br>農林水産物等販売業、情報サービス業等<br>・投資額 500 万円超<br>※製造業・旅館業の場合は、資本金等の額が5千万円を超え1億円以下の法人は1千万円、1億円を超える法人は2千万円 | ・土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%) |
| | | (1)製造業、試験研究施設、ソフトウェアハウス、<br>情報通信技術利用事業<br>①投資額 2,700 万円超<br>②雇用増 3人以上<br>(増設の場合は2人以上で総数3人以上)<br>(2)観光施設、その他の施設<br>①投資額 2,700 万円超<br>②雇用増 3人以上<br>増設の場合は2人以上で総数 3 人以上 | 補助金<br>(工業団地以外)<br>(1)投資額の 21%以内<br>限度額 5,000 万円<br>雇用増の人数により変動(雇用増 40 人以上は 5,000 万円、30～39 人は 4,500 万円、20～29 人は 4,000 万円、10～19 人は 3,500 万円、2～9 人は 3,000 万円)<br>(2)土地と固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額以内を5年間(3年間 100%、4年目 50%、5年目 25%)<br>(1)(2)<br>・雇用増4人目以降 1 人につき 30 万円<br>限度額 1,200 万円 |

## 妹背牛町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　3,000 万円以上 | 新増設　15 人以上 | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 妹背牛町企業開発促進条例 | S48.7 | ①投資額　3,000 万円以上<br>②雇用人員　15 人以上 | リース等<br>(1)町有の土地および建物を譲渡する場合、その代金を5年以内の割賦払い<br>(2)町有の土地および建物を貸与 |

## 秩父別町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　2,000 万円以上 | 5人以上 | 課税免除 | 固定資産税 | 初年度～3年度 |
| | | 課税減免<br>減免率 60% | 固定資産税 | 第4年度 |
| | | 課税減免<br>減免率 40% | 固定資産税 | 第5年度 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 秩父別町企業立地促進条例 | H20.12<br>改正 | 投資額　2,000 万円以上<br>雇用人員　5人以上<br>①工場及びその他施設<br>投資額　2,000 万円以上<br>②用地取得<br>取得面積　1,000 ㎡以上<br>③新たな雇用<br>新たに雇用された町内居住者に対して補助<br>④工場用水使用料<br>年間の事業用に使用した上水道量を操業日数で除した数値の内 50 ㎥を超える上水道料に対し補助 | 補助金<br>①投資額の 10%に相当額<br>(1億円限度)<br>②用地取得額の 30%相当額<br>(1,000 万円限度)<br>③一人当たり 20 万円<br>(1,000 万円限度)<br>④1㎥当たり 20 円<br>(1年 500 万円限度、操業開始後3年間) |

## 北竜町

### 立地企業に対する税制上の優遇措置等

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---|---|---|---|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新増設　1,000 万円以上 | 新増設　10 人以上 | 課税免除 | 固定資産税 | 5年間 |

### 補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内容 |
|---|---|---|---|
| 北竜町工鉱業開発促進条例 | S47.11 | ①投資額　新増設　1,000 万円以上<br>②雇用人員　新増設　10 人以上 | 利子補給<br>○工鉱業生産施設設置資金について5年間 |